

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

資 料

岡山労働局賃金室

資料目次

1 諮問文(写).....	資料No.1
2 岡山地方労働審議会岡山県車両電気配線装置製造業 最低工賃専門部会委員名簿.....	資料No.2
3 家内労働法(抄).....	資料No.3
4 厚生労働省組織令(抄).....	資料No.4
5 地方労働審議会令.....	資料No.5
6 岡山地方労働審議会運営規程.....	資料No.6
7 岡山地方労働審議会岡山県車両電気配線装置製造業 最低工賃専門部会運営規程.....	資料No.7
8 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額一覧表.....	資料No.8
9 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の決定・改正状況.....	資料No.9
10 最低工賃設定作業工程概要.....	資料No.10
11 岡山県車両電気配線装置製造業 家内労働概況・実態調査結果報告書(令和5年度).....	資料No.11
12 岡山車両電気配線装置製造業に関する委託者調査票.....	資料No.12
13 岡山県車両電気配線装置製造業実態調査家内労働者調査票.....	資料No.13
14 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の推移.....	資料No.14
15 最低賃金及び最低工賃の改定状況.....	資料No.15
16 最低賃金額及び最低工賃額の推移.....	資料No.16
17 全国対比表(平均額).....	資料No.17
18 最低工賃改定の目安一覧表.....	資料No.18
19 岡山地方労働審議会岡山県車両電気配線装置製造業 最低工賃専門部会の今後の審議日程表(案).....	資料No.19

写

岡労発基 0830 第 1 号
令和 6 年 8 月 3 0 日

岡山地方労働審議会
会長 妻鹿 安希子 殿

岡山労働局長
森 實 久 美 子

岡山県車両電気配線装置製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃（令和 4 年岡山労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

岡山地方労働審議会岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会委員名簿

令和6年10月2日

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益 代表	こうらみほ 小浦美保	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	てらやまみちよ 寺山倫代	弁護士
	とみながゆうこ 富永優子	岡山県社会保険労務士会 理事
家内 労働者 代表	なんばこういち 難波浩一	連合岡山 事務局長
	いけだひでこ 池田英子	(有)C・Pプロウセス 家内労働者
	おかもとまみこ 岡本真美子	(有)C・Pプロウセス 家内労働者
委託 者 代表	わきもとやすし 脇本 靖	岡山県中小企業団体中央会 専務理事
	はせがわいさお 長谷川 功	矢崎部品(株)新見工場 管理部長
	まつおうのぼる 松 王 昇	(有)C・Pプロウセス 代表取締役

(注) 部会長、部会長代理は公益委員の中から選挙で選任する。

家内労働法（抄）

（昭和四十五年五月十六日法律第六十号）

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	委託（第三条―第五条）
第三章	工賃及び最低工賃（第六条―第十六条）
第四章	安全及び衛生（第十七条・第十八条）
第五章	家内労働に関する審議機関（第十九条―第二十四条）
第六章	雑則（第二十五条―第三十二条）
第七章	罰則（第三十三条―第三十六条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

- この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

第三章 工賃及び最低工賃

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出が

あつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限って猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省

令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

- 2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

平成12年6月7日政令第252号

厚生労働省組織令（抄）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、（中略）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
- 三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

附 則

この政令は、平成13年1月6日から施行する。
（最終改正 令和6年4月1日政令第102号）

◇地方労働審議会令◇

(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)

(改正：平成二十九年七月七日政令第百八十五号)

平成十三年政令第三百二十号

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
 - 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
 - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

- 第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
 - 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用

する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

岡山地方労働審議会運営規程

- 第 1 条 岡山地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第10条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第11条 最低工賃専門部会は家内労働法第9条第2項の規定に基づく審議会の意見に関する異議の申出がなかった場合にはその時点で当該専門部会を廃止する。

2 この規程に定めるもののほか、最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が最低工賃専門部会に諮って定める。

第12条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

岡山地方労働審議会
岡山県車両電気配線装置製造業
最低工賃専門部会運営規程

第1条 岡山地方労働審議会岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び岡山地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、岡山地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第4条 この規定の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附則

この規定は、平成22年11月12日から施行する。

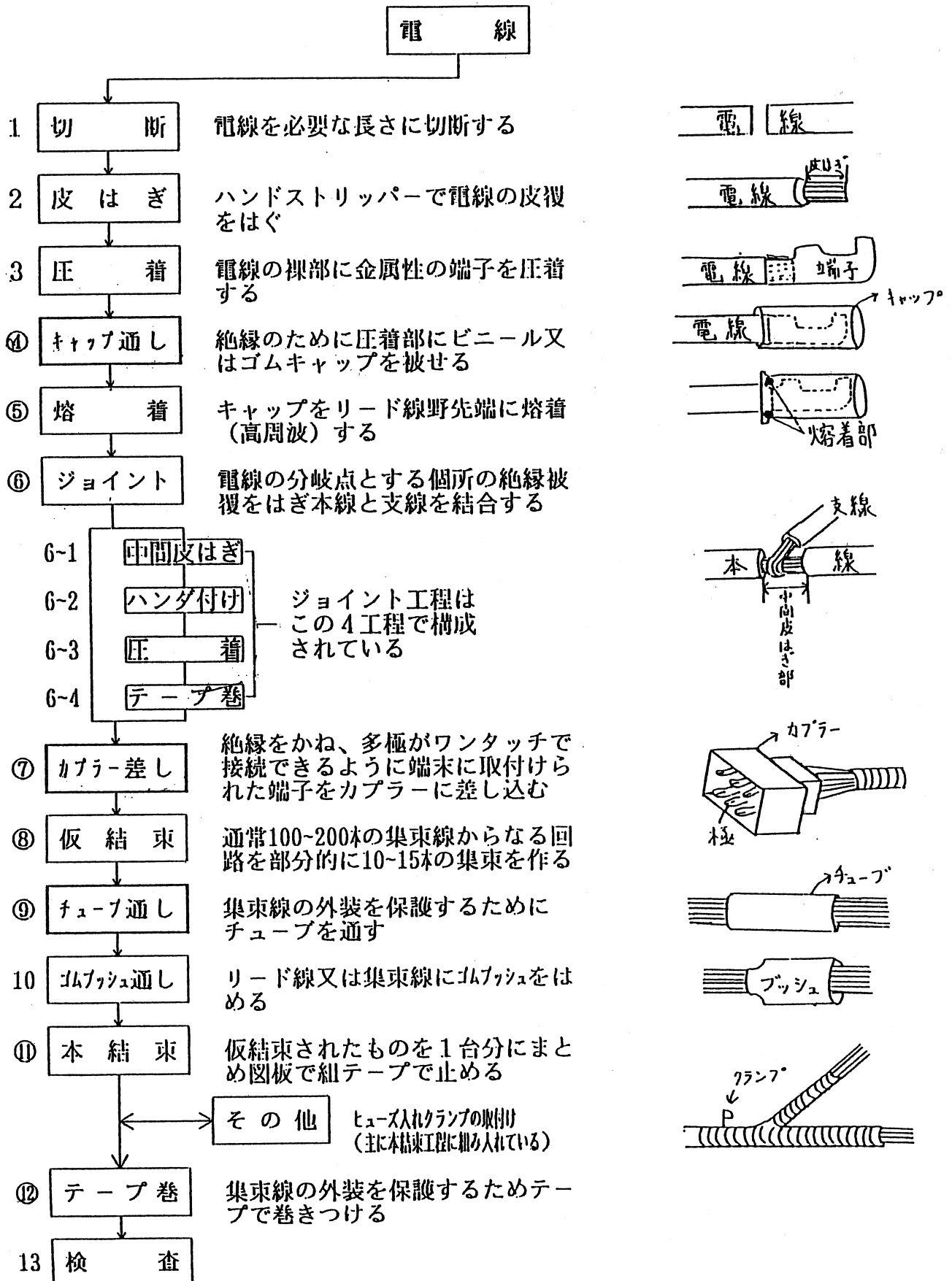
岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃	1 適用する家内労働者			
	岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る先ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者			
	2 適用する委託者			
	上記の家内労働者に上記の業務を委託する委託者			
3 最低工賃額				
	業務	内容	規格	金額
	先ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る。)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき37銭
			20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき43銭
			50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき53銭
			2メートルを超える電線について行うもの	1本につき61銭
	チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき28銭
			15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき41銭
			30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき56銭
			50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき66銭
	(注)「先ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。			
	4 発効年月日		令和4年7月1日	

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の決定・改正状況

	決 定 (新 設)	改 正 (第 1 回)	改 正 (第 2 回)	改 正 (第 3 回)	改 正 (第 4 回)	改 正 (第 5 回)
諮問年月日	平成6年11月1日	平成9年11月7日	平成13年3月6日	平成22年8月20日	平成29年8月24日	令和3年9月30日
答申年月日	平成7年1月11日	平成10年1月16日	平成13年4月26日	平成22年11月25日	平成29年12月19日	令和4年3月28日
官報公示年月日	平成7年2月16日	平成10年2月19日	平成13年5月24日	平成22年12月24日	平成30年1月22日	令和4年4月27日
効力発生年月日	平成7年4月1日	平成10年4月1日	平成13年6月23日	平成23年3月1日	平成30年3月1日	令和4年7月1日

車両電気配線装置製造業標準工程概要 (ワイヤーハーネス)



※④⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑫は主に家内労働作業

岡山県車両電気配線装置製造業
家内労働概況・実態調査結果報告書
令和5年度

令和6年3月

厚生労働省 岡山労働局
労働基準部 賃金室

目 次

I	調査実施要領 -----	1
II	車両電気配線装置製造業の概況 -----	2
III	実態調査結果	
1	委託者調査票集計状況 -----	8
2	雇用労働者数別及び家内労働者数別委託事業所数-----	8
3	委託事業所の所在地分布 -----	8
4	家内労働者調査票集計状況 -----	9
5	家内労働者就労実態 -----	9
	(1) 1月当たりの実従事日数 -----	9
	(2) 1日当たりの平均従事時間 -----	9
6	家内労働者の1月当たり工賃分布状況 -----	10
7	家内労働者の男女別分布 -----	10
8	家内労働者の年齢別分布 -----	11
9	規格別家内労働者数 -----	14
10	業務別家内労働者数 -----	15
11	年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者 -----	16
12	1か月当たり工賃額階級別家内労働者 -----	16
13	品目及び規格（工程）別工賃並びに所要時間等の状況 -----	17
14	規格別工賃分布 -----	18
	(1) カプラー差し -----	18
	① 委託者（委託者設定工賃） -----	18
	② 委託者（実質支払工賃） -----	19
	③ 家内労働者 -----	20
	(2) チューブ通し -----	21
	① 委託者（委託者設定工賃） -----	21
	② 委託者（実質支払工賃） -----	22
	③ 家内労働者 -----	23
IV	最低工賃の全国概要 -----	24
	参考資料	
	岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃一覧表 -----	32

I 調査実施要領

(1) 調査の目的

本調査は、岡山県内における車両電気配線装置製造業の業務に係る家内労働委託概況を明らかにし、当該最低工賃の対象となる委託者及び家内労働者に係る工賃等の実態を把握するとともに、岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正諮問、審議のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査対象者

岡山県内で車両電気配線装置製造に関する業務を家内労働者に委託している委託者、その委託者の協力を得て実施した家内労働者調査のうち、回答のあった家内労働者

(3) 調査対象期間

令和5年11月

(4) 調査実施期間

令和5年11月～令和6年2月

(5) 調査方法

調査票送付による通信調査

(6) 調査項目

- ① 委託状況
- ② 工賃額
- ③ 就労時間等

Ⅱ 車両電気配線装置製造業の概況

1 業界の概況

① 国内製造メーカー

車両電気配線装置（自動車用組電線。以下「ワイヤーハーネス」という。）の国内製造メーカーは、矢崎総業(株)、住友電気工業(株)、古河電気工業（株）、（株）フジクラ、ASTI(株)等がある。

このうち、岡山県内には矢崎部品(株)新見工場（新見市）があり、関連子会社の瀬戸内部品(株)（吉備中央町）のほか、協力会社・加工所を抱え、その下に家内労働者が存在するという重層構造となっている。

なお、岡山県内のワイヤーハーネス製造業者を構成員とする工業組合、協同組合等の業界団体は存在しない。

② ワイヤーハーネスの市場環境

世界の自動車販売台数は、2023年は前年比5%増の8,310万台となる。2024年から2027年の間は年率3%で成長する予想であるが、コロナ以前の水準を超えて成長が予想されるのは、中国や新興国である。米国はコロナ以前の水準まで回復するが、日本や欧州はコロナ以前の水準以下で推移する予想である。

自動車の販売量に応じ、全ての自動車に不可欠な部品であるワイヤハーネスの需要が高まっている。電気自動車やHV車の増加に伴い、より高度で複雑な製品が求められている。

③ その他

ワイヤーハーネスは、多くの場合、工具、治具等を使用して手作業で組み立てられる労働集約型の製品であり、海外生産拠点へのシフトが進んでいる。

また、ワイヤーハーネスには、高い信頼性と低価格に加え、燃費向上のための小型・軽量化、ハイブリッド車・電気自動車への対応のための高電圧・大電流化などが求められている。

このような状況の中、ワイヤーハーネスの国内生産は、高い信頼性・品質の確保や、短い納期、少量多品種生産への対応について、海外生産に比べ優位性があると考えられる。

2 調査対象企業及びその協力会社等

① 矢崎部品(株)新見工場

所在地 新見市西方2117-1

概要 矢崎部品(株)新見工場では、自動車用ワイヤーハーネスを製造している。また、農機具用バッテリーケーブルの製造を下請に委託している。労働者数は483名。

主な取引先は、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、トヨタ車体(株)、ダイハツ工業(株)などである。

県内に子会社の瀬戸内部品(株)(本社：吉備中央町)がある。矢崎部品(株)は、国内では栃木県及び静岡県にも工場等を有しており、矢崎総業(株)として売上規模では自動車用ハーネスでは国内シェア50%、世界シェア約30%を占めている。

② 協力会社

矢崎部品(株)新見工場は、子会社1社のほか、県内で直接取引のある1次協力会社は6社、子会社を通じた取引のある委託者が3社あり、調査を行った委委託者10のうち9社と直接または間接の取引がある。

協力事業者への委託業務は、組み立て(組み電線をテープで巻いて作る作業)、※カプラー差しが主体で、一部チューブ通しがある。

(※岡山県最低工賃は、端子をコネクタに差し込む業務を「先ハメ」としているが、本報告書では、同業務について以下「カプラー差し」と表記する。)

③ 発注量

発注量は、協力会社の生産能力に応じて増減させており、家内労働の実態については、家内労働者の高齢化の進展、ワイヤーハーネス自体の構造が複雑になってきていることもあり、長期的には減少傾向にある。

個々の協力会社ごとにみると、カーメーカーの生産動向、受注していた車種等の発注状況により仕事量に大きな変動がある。

④ 工賃の概要

下請事業者に対する工賃単価の引下げは行っていない。最近のエネルギー価格の高騰や下請け取引の問題に対応するため、親会社側から下請に対して価格交渉を行い、交渉の結果、価格を改定した製品もある。

3 賃金の動向

家内労働者の多くは女性であるが、賃金構造基本統計調査による岡山県の女性労働者（一般労働者、企業規模計）の賃金（所定内給与額）の推移は以下のとおりである。

また、ワイヤーハーネスについては、「電気機械器具製造業」に分類されることから、同産業にかかる集計結果も記載した。

該当年 摘 要	平 成 3 0 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年
所定内給与額 (岡山県産業計(女性))	234,300	232,900	229,900	234,900	235,700
対前年変動率	6.1%	-0.6%	-1.3%	2.2%	0.3%
所定内給与額 (岡山県製造業(女性))	204,400	206,000	195,800	211,800	213,300
対前年変動率	3.4%	0.8%	-5.0%	8.2%	0.7%
所定内給与額 (岡山県電気機械器具製造業(女性))	206,200	186,000	185,500	186,300	250,700
対前年変動率	5.0%	-9.8%	-0.3%	0.4%	34.6%
岡山県最低賃金 (時 間 額)	807	833	834	862	892
対前年変動率	3.3%	3.2%	0.1%	3.4%	3.5%

※ 令和5年度 最賃932円 対前年変動率4.5%

4 工賃の実態

発注元から受ける加工賃単価の変動状況については、5社が「上昇」、3社が「どちらともいえない」、2社が「横ばい」との回答であった。

「上昇」と回答した委託者では、5社全てが上昇理由に最低工賃の改定を挙げた。「どちらともいえない」と回答した委託者では、「コロナによる影響を受けた」との回答があった。

また、委託者から家内労働者に対する工賃単価の変動状況については、6社が「上昇」、3社が「横ばい」、1社が「どちらともいえない」との回答であった。「上昇」と回答した委託者については、5社が上昇理由に最低工賃の改定を挙げ、1社が光熱費の高騰を挙げている。「横ばい」と回答した委託者のなかには、発注元の加工賃上昇を原資に雇用する労働者の賃金は引き上げたが、家内労働者の工賃引き上げまでは対応できず工賃を据え置きとしているものがあった。

(1) 発注元からの加工賃単価の変動状況

「上昇」	5社	(50.0%)
「どちらともいえない」	3社	(30.0%)
「横ばい」	2社	(20.0%)
「下降」	0社	(0%)

(2) 家内労働者に対する工賃単価の変動状況

「上昇」	6社	(60.0%)
「横ばい」	3社	(30.0%)
「どちらともいえない」	1社	(10.0%)
「下降」	0社	(0%)

5 最低工賃の改正等に対する委託者の意見

委託者の大半は労働者30名未満の小規模事業場である。

工賃単価については、10社中2社が最低工賃と同額としており、7社では数銭～30銭程度の範囲で最低工賃を上回っていた。

最低工賃に対する意見の多くは、「経営状況が厳しいため家内労働者へ委託する工賃を据え置いており、改正は困難」というものだった。2社は「最低工賃は、家内労働者へ委託している工賃の実態を著しく下回っており、改正が必要」と回答した。その他の意見として、4社が「親会社の委託単価が上昇すれば工賃を引き上げる」旨の回答をした(複数回答)。

(※調査10社のうち1か所は最低工賃の適用を受ける作業は行っていなかった。)

「改正必要」	2社	(20.0%)
「改正不要」	1社	(10.0%)
「改正困難」	7社	(70.0%)
「その他」	4社	(40.0%)

6 最低工賃の改正等に対する家内労働者の意見

調査票の提出があった家内労働者62人の最低工賃に対する意見は次のとおりである。

「上げた方がよい」	59人	(95.2%)
「このままでよい」	0人	(0.0%)
「未回答」	3人	(4.8%)

個別意見では、「作業時間の割に工賃が安い。」「電気代も上がっている。」「時代に合った金額に上げてもらいたい。」などの意見が寄せられている。

7 仕事量の変化

委託者からの仕事量については、1年前と比べ、「変わらない」とする者が51%、次いで「減った」とする者が25%、減少の理由は「委託者都合」が62%と多数である。

また、「増えた」とする家内労働者は22%である。

「変わらない」	32人	(51.6%)
「増えた」	14人	(22.6%)
「減った」	16人	(25.8%)
	委託者都合	10人 (62.5%) ※
	自己都合	4人 (25.0%) ※
その他	2人	(12.5%) ※
未回答	0人	(0.0%)

※は、「減った」とする者を100としたときの割合
内職開始後1年未満の者は「その他」で回答。

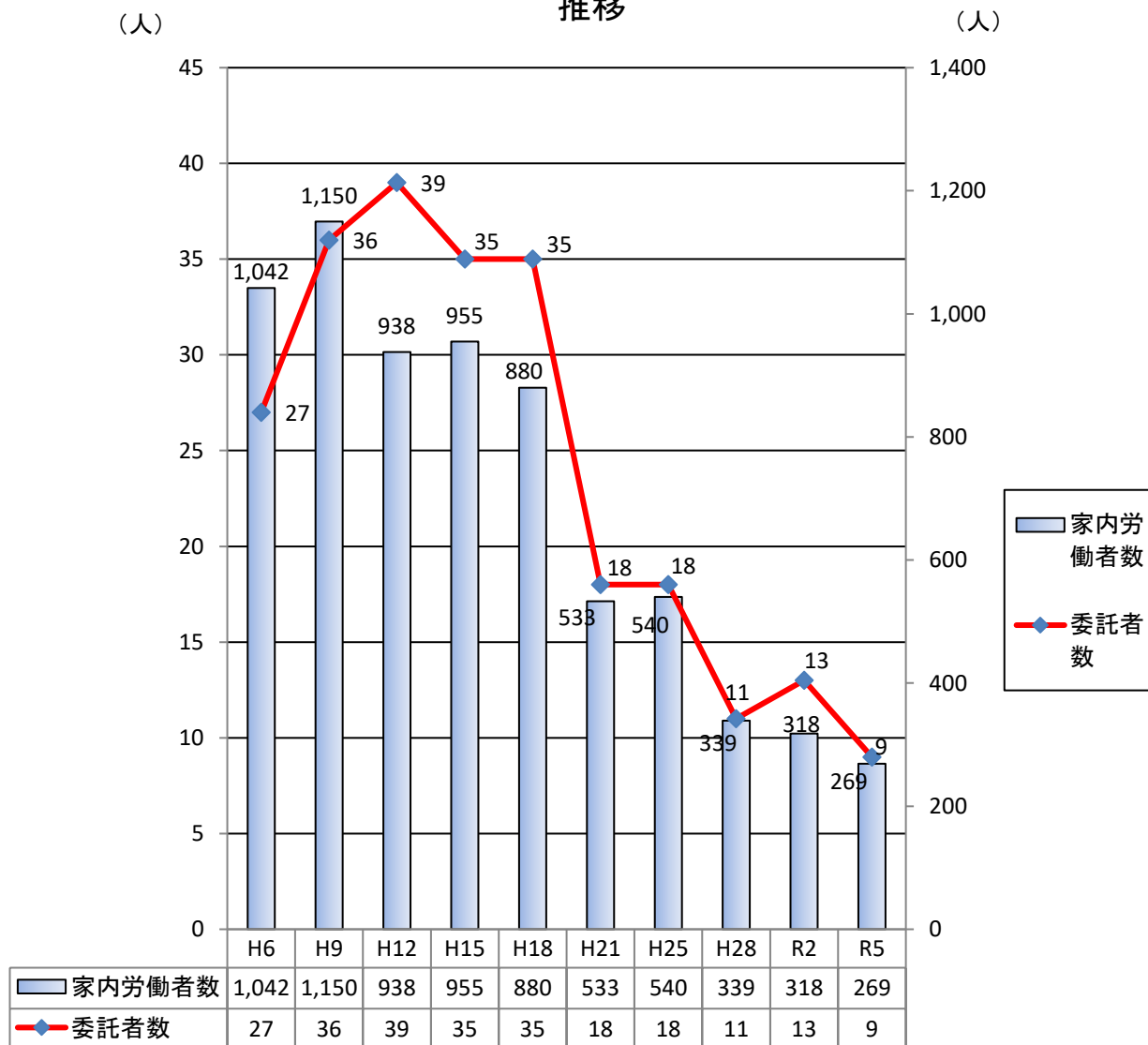
8 家内労働者の概況

県内でワイヤーハーネス製造に従事する家内労働者は、新設当時の平成6年調査では1,042人であった。

平成12年調査で1,000人を割った後、減少傾向にあり、平成25年調査では540人、令和2年調査では318人、令和5年調査では269人となり、前回調査時より49人（15.4%）減少している。

なお、これらのうち、テープ巻き等最低工賃の適用のない業務のみに従事する家内労働者が一定数存在するが、今回の調査において正確な数が把握できなかったことから、上記数字に含め計上した。（適用がないことが明らかな1事業場のみ除外。）

県内の車両電気配線製造業に係る委託者及び家内労働者数の推移



Ⅲ 実態調査結果

1 委託者調査票集計状況

調査票送付事業所数	調査票回収事業所数（回収率）
10社	10社（100%）

2 雇用労働者数別及び家内労働者数別委託事業所数

人数	雇用労働者数別の委託事業所数	家内労働者数別の委託事業所数
労働者なし	0社	0社
1～9人	2社	4社
10～29人	5社	4社
30～49人	1社	0社
50～99人	1社	1社
100人以上	1社	1社
合計	10社	10社

3 委託事業所の所在地分布

委託事業所の所在地	委託事業所数	家内労働者数
岡山市	1社	17人
倉敷市	4社	43人
新見市、高梁市	1社	59人
矢掛町	1社	14人
吉備中央町	2社	6人
美咲町	1社	130人
合計	10社	269人

4 家内労働者調査票集計状況

調査票送付 対象労働者数	回収労働者数（回収率）	有効回答票（有効率）
269人	62人（23.0%）	62人（23.0%）

委託者を通じて家内労働者に対して調査票への記入、返信の協力を依頼した。
一部調査項目に未回答の場合も、集計可能な項目について集計した。

5 家内労働者就労実態

(1) 1月当たりの実従事日数

項目 日数	労働者数（人）	構成比（%）
1～4日	2	3.2%
5～9日	4	6.5%
10～14日	10	16.1%
15～19日	10	16.1%
20～24日	19	30.6%
25日以上	16	25.8%
未回答	1	1.6%
計	62	100.0%
1か月当たりの平均作業日数		19.1日

(2) 1日当たりの平均従事時間

項目 時間	労働者数（人）	構成比（%）
1時間未満	0	0.0%
1～2時間未満	5	8.1%
2～3時間未満	11	17.7%
3～4時間未満	8	12.9%
4～5時間未満	12	19.4%
5～6時間未満	9	14.5%
6～7時間未満	9	14.5%
7～8時間未満	5	8.1%
8～9時間未満	1	1.6%
9～10時間未満	1	1.6%
10時間以上	0	0.0%
未回答	1	1.6%
計	62	100.0%
1日当たりの平均作業時間		4.3時間

(注) 補助者の従事時間を含む。

6 家内労働者の1月当たりの工賃分布状況

金額	項目	労働者数(人)	構成比(%)
1万円未満		18	29.0%
1～2万円未満		10	16.1%
2～3万円未満		11	17.7%
3～4万円未満		10	16.1%
4～5万円未満		4	6.5%
5～6万円未満		3	4.8%
6～7万円未満		1	1.6%
7～8万円未満		0	0.0%
8～9万円未満		0	0.0%
9～10万円未満		0	0.0%
10万円以上		0	0.0%
未回答		5	8.1%
計		62	100.0%

1月当たりの平均工賃収入	22,630円
--------------	---------

1時間当たりの平均工賃額	283.19円
--------------	---------

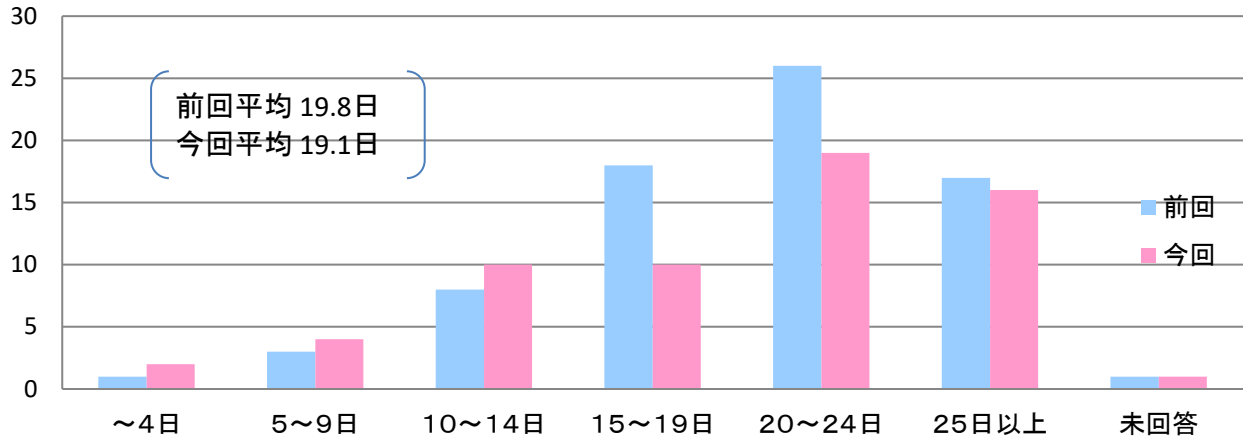
7 家内労働者の男女別分布

男	5人	8.1%
女	57人	91.9%
未回答	0人	0.0%

8 家内労働者の年齢別分布

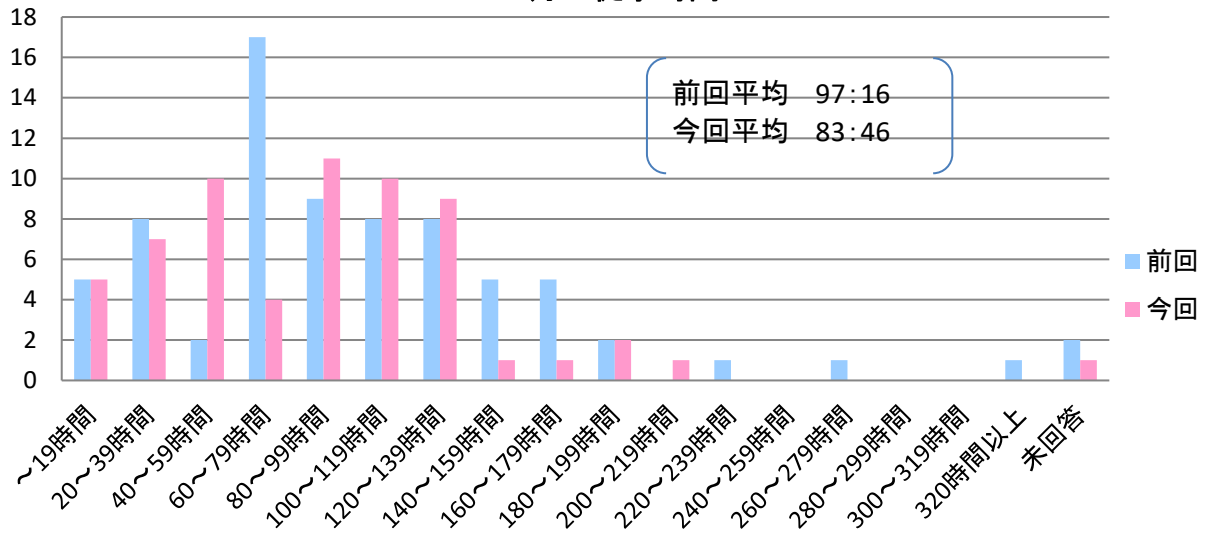
年 齢	構 成	計 (人)		
			男 (人)	女 (人)
19 歳以下		0	0	0
20～29 歳		0	0	0
30～39 歳		3	0	3
40～49 歳		7	0	7
50～59 歳		15	0	15
60～69 歳		11	2	9
70～79 歳		21	3	18
80 歳以上		4	0	4
未 回 答		1	0	1
合 計		62	5	57
平 均 年 齢		62.8 歳	71.6 歳	62.1 歳

1か月の従事日数

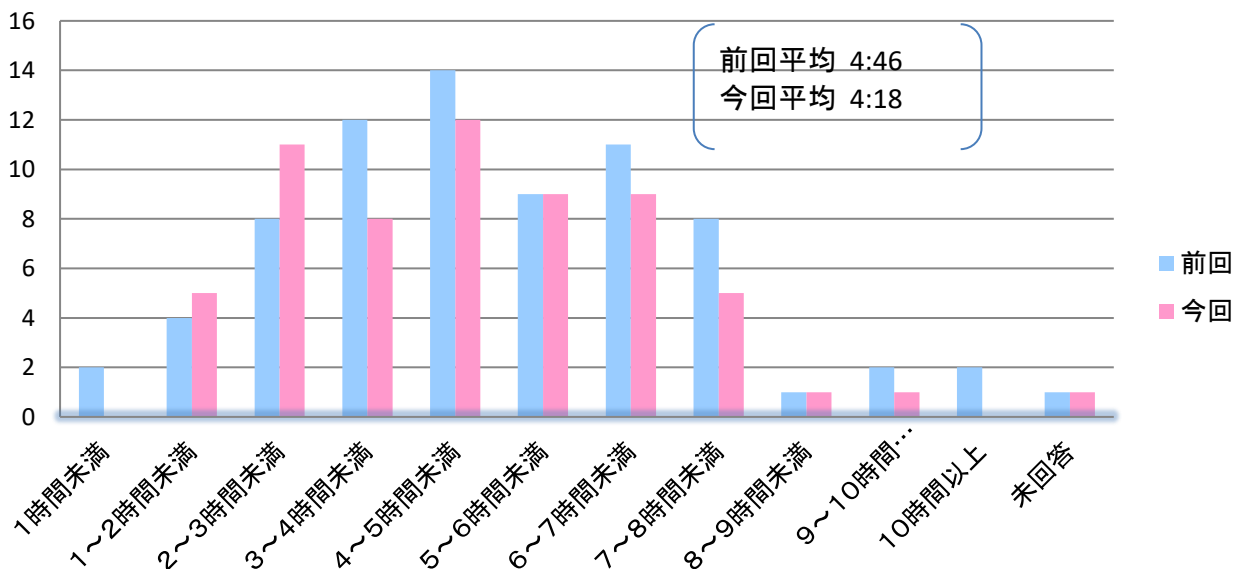


* 前回は令和2年11月分（家内労働者の回答74）、今回は令和5年11月分（同62）。以下同じ。

1か月の従事時間

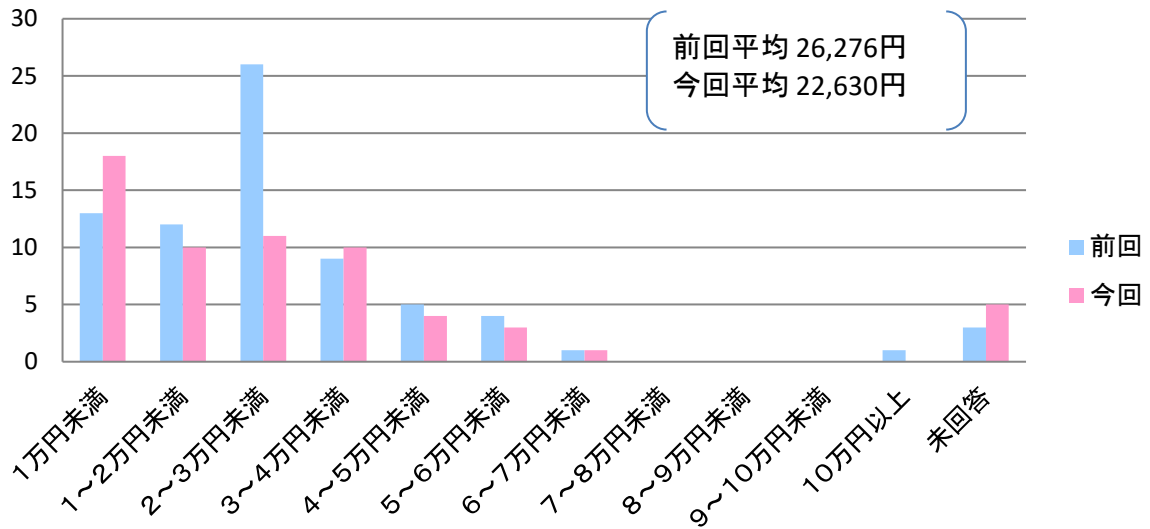


1日の従事時間

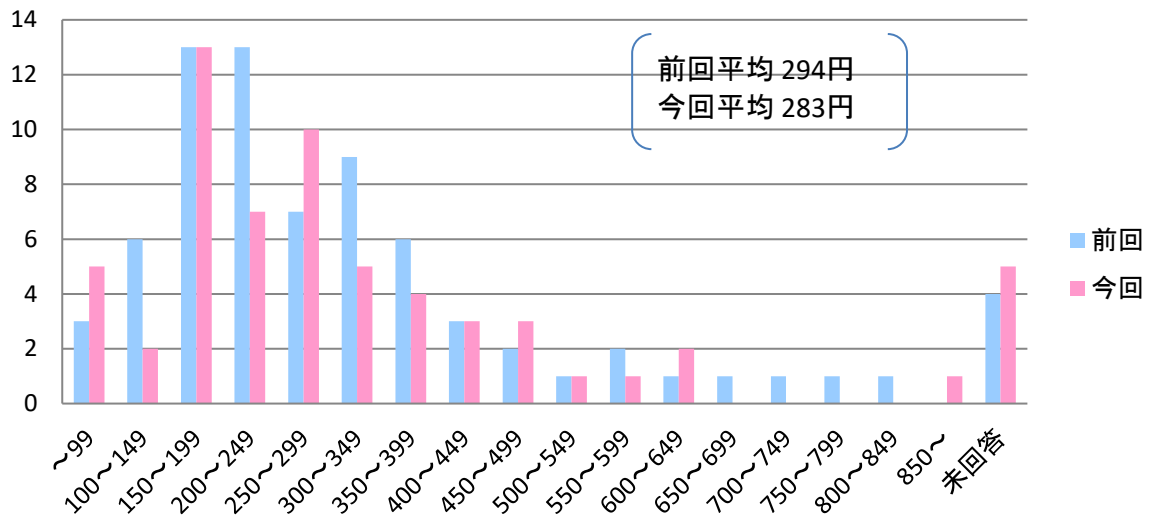


* 補助者の従事時間を含む。

1か月の工賃収入

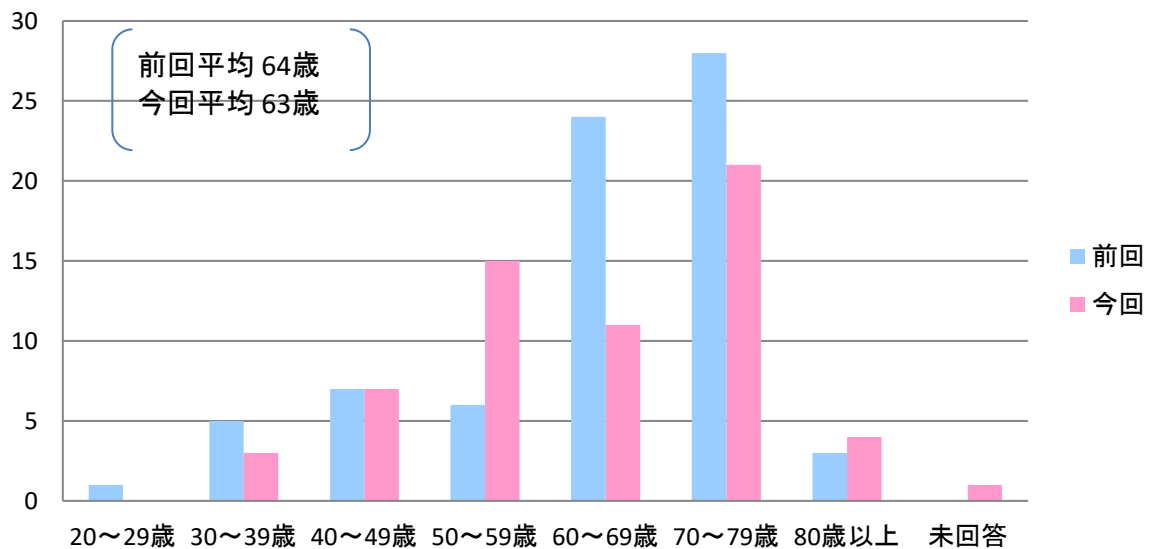


時間当たり工賃



* 1か月の工賃収入を従事時間で割ったもの。

年齢



9 規格別家内労働者数

摘要	工 程	家 内 労 働 者 数					
		計		男		女	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
カ ー プ 防 水 イ タ イ 差 し	20cm以下の電線について行うもの	193	23.0	41	23.8	152	22.8
	20cmを超え50cm以下の電線について行うもの	252	30.1	50	29.1	202	30.3
	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	243	29.0	47	27.3	196	29.4
	2mを超える電線について行うもの	150	17.9	34	19.8	116	17.4
	計	838	100.0	172	100.0	666	100.0
チ ュー ブ 通 し	15cm以下のチューブについて行うもの	193	26.4	41	26.1	152	26.4
	15cmを超え30cm以下のチューブについて行うもの	193	26.4	41	26.1	152	26.4
	30cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの	193	26.4	41	26.1	152	26.4
	50cmを超えるチューブについて行うもの	153	20.9	34	21.7	119	20.7
	計	732	100.0	157	100.0	575	100.0

(注) 委託者の回答を元に、工賃が設定されている工程について、当該企業の家内労働者全員が従事するものとして算出。

複数の規格に従事する家内労働者は、各規格に重複して計上されている。

計は各規格該当欄を単純加算した数値(のべ従事者数)であり、構成比はその比率である。

10 業務別家内労働者数

業務	家内労働者数					
	計		男		女	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
カプラー差し	248	69.5	50	73.5	198	68.5
チューブ通し	24	6.7	4	5.9	20	6.9
テープ巻き	77	21.6	13	19.1	64	22.1
その他	8	2.2	1	1.5	7	2.4
計	357	100.0	68	19.0	289	81.0

(注) 委託者から回答のあった271人分(うち2名は最低工賃業務の従事なし)のデータに基づき作成。

複数業務従事者は、各業務に重複して計上している。

計は各業務従事者数を単純加算した数値であり、構成比はその比率である。

1 1 年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者

〔 上段 男
下段 女 〕 (人)

経験年数 階級 年齢階級	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 40年未満	未回答	合計
20歳未満												0 0
20歳以上 29歳未満												0 0
30歳以上 39歳未満		0 1	0 1	0 1								0 3
40歳以上 49歳未満	0 2	0 1	0 2	0 1	0 1							0 7
50歳以上 59歳未満	0 1	0 1	0 1	0 5		0 2	0 1	0 1			0 3	0 15
60歳以上 69歳未満		1 1	0 3	0 3	0 1	0 0	0 1	1 0				2 9
70歳以上 79歳未満		0 2	1 2	1 2	1 3	0 6	0 2				0 1	3 18
80歳以上				0 1	0 1	0 1	0 1					0 4
未回答		0 1										0 1
合計	0 3	1 7	1 9	1 13	1 6	0 9	0 5	1 1	0 0	0 0	0 4	5 57

1 2 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数

〔 上段 男
下段 女 〕 (人)

1か月当たり 工賃額(円)	1万 未満	1~2 万	2~3 万	3~4 万	4~5 万	5~6 万	6~7 万	7~8 万	8~9 万	9万 以上	未回答	平均工賃 額 22,630
男	1			4								5
女	17	10	11	6	4	3	1				5	57
合計	18	10	11	10	4	3	1	0	0	0	5	62

1 3 品目及び規格（工程）別工賃並びに所要時間等の状況

品目	工 程	現行 最低 工賃 額	1個当たり 工賃額			1個 当たり 平均所 要時間 (秒)(b)	1時間 当たり 工賃額 ③ (a)÷(b) ×3600 ÷100)	1日 当たり 工賃額 ④ (c)× 8時間)	1か月 当たり 工賃額 ⑤ (d)× 25日)	調査対象 者 数	
			最高最低額		① 平均額					委託者	家 内 労働者
			最高	最低							
カ プ ラ ー 差 し	20cm以下の電線について行うもの	37 銭	60 銭	37 銭	46 銭	4.08	406 円	3,247 円	81,176 円	7	193
	20cmを超え50cm以下の電線について行うもの	43 銭	70 銭	43 銭	53 銭	4.23	451 円	3,609 円	90,213 円	7	252
	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	53 銭	100 銭	53 銭	55 銭	4.98	398 円	3,181 円	79,518 円	8	243
	2mを超える電線について行うもの	61 銭	90 銭	67 銭	78 銭	5.48	512 円	4,099 円	102,482 円	3	150
チ ュー ブ 通 し	15cm以下のチューブについて行うもの	28 銭	50 銭	28 銭	40 銭	3.42	421 円	3,368 円	84,211 円	7	193
	15cmを超え30cm以下のチューブについて行うもの	41 銭	75 銭	41 銭	49 銭	4.75	371 円	2,971 円	74,274 円	7	193
	30cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの	56 銭	75 銭	50 銭	63 銭	6.1	372 円	2,974 円	74,361 円	7	193
	50cmを超えるチューブについて行うもの	66 銭	90 銭	66 銭	77 銭	10.13	274 円	2,189 円	54,729 円	5	153

※ 参考;1か月当たり最低賃金額 932円×8時間×21.7日=161,795円
(1日8時間、1週40時間労働の場合の月平均労働日数:21.7)

1 4 規格別工賃分布

(1) カプラー差し

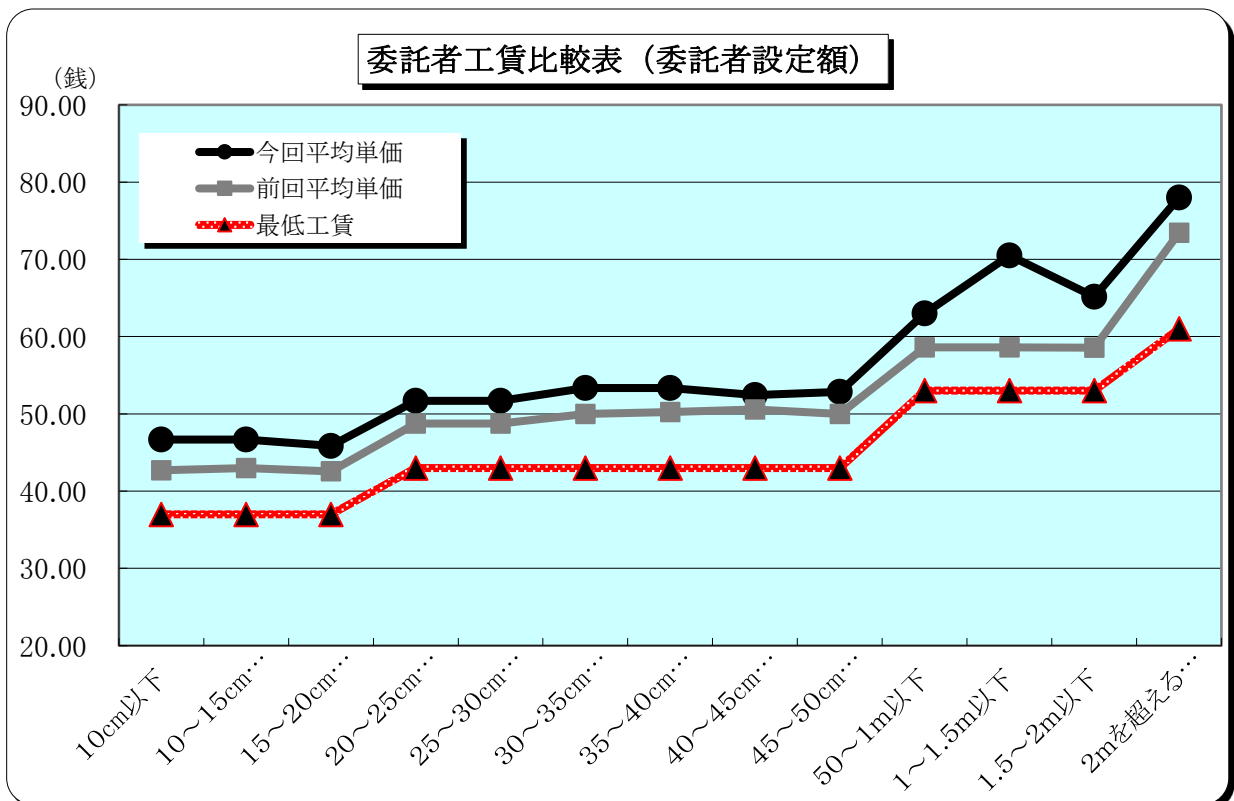
① 委託者（委託者設定工賃）

(単位：社)

規格 工賃	10cm以下	10～15cm以下	15～20cm以下	20～25cm以下	25～30cm以下	30～35cm以下	35～40cm以下	40～45cm以下	45～50cm以下	50～1m以下	1～1.5m以下	1.5～2m以下	2mを超えるもの
36銭以下													
37～42銭	2	2	3										
43～49銭	1	1	1	2	2	2	2	3	2				
50～52銭	2	2	2	1	1	1	1	1	2				
53～60銭	1	1	1	3	3	2	2	2	2	4	3	3	
61～65銭												2	
66～69銭										1	1	1	1
70～79銭						1	1	1	1				1
80～89銭													
90～99銭										1	1	1	1
1円以上											1		
計	6	6	7	6	6	6	6	7	7	6	6	7	3
平均単価	46.67	46.67	45.86	51.67	51.67	53.33	53.33	52.43	52.86	63.00	70.50	65.14	78.00
前回調査平均	42.71	43.00	42.56	48.75	48.75	50.00	50.25	50.56	50.00	58.63	58.63	58.56	73.43
変動率(%)	9.3	8.5	7.8	6.0	6.0	6.7	6.1	3.7	5.7	7.5	20.3	11.2	6.2

(注) 表のオレンジ太線は、現行最低工賃額（20cm以下…37銭、20～50cm…43銭、50cm～2m…53銭、2m超…61銭）を示す。

前回調査とは、令和2年11月分である。変動率は、前回に対する今回の平均単価の増減割合である。



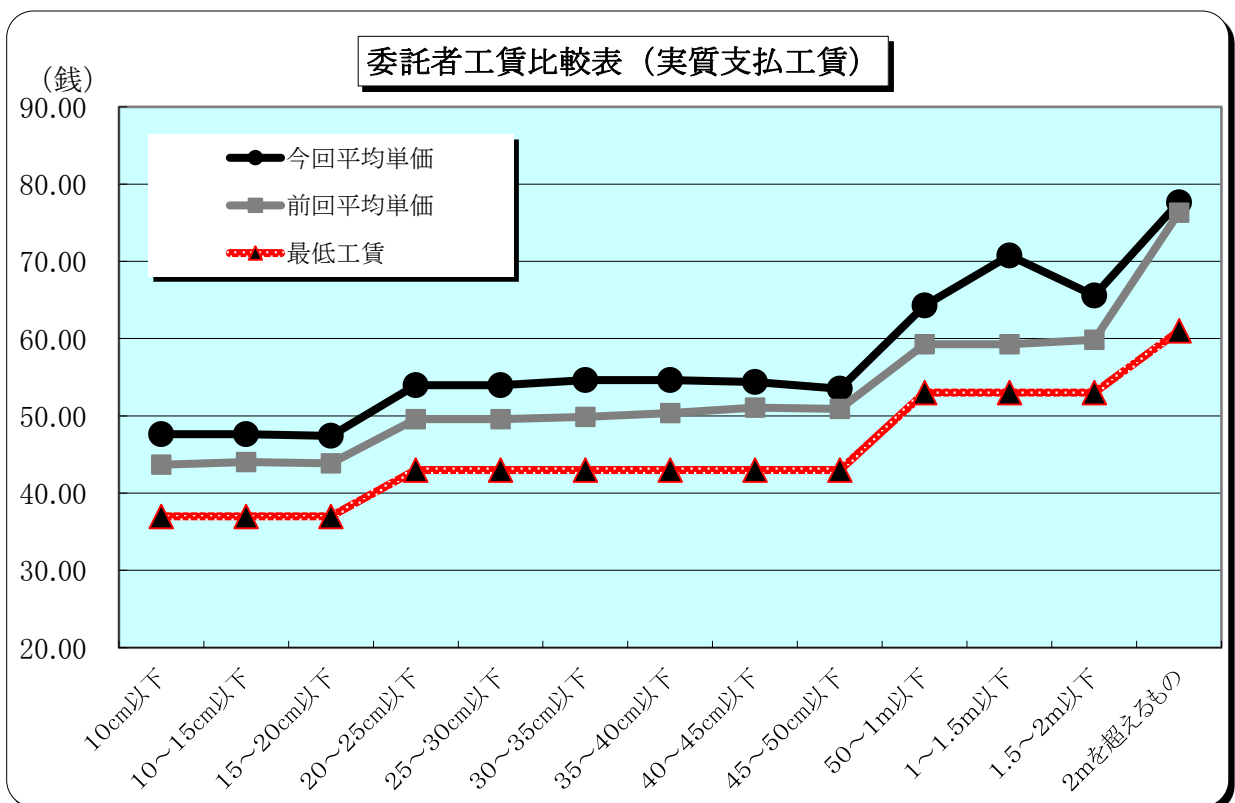
② 委託者（実質支払工賃）

（単位；社）

規格 工賃	10cm以下	10～15cm以下	15～20cm以下	20～25cm以下	25～30cm以下	30～35cm以下	35～40cm以下	40～45cm以下	45～50cm以下	50～1m以下	1～1.5m以下	1.5～2m以下	2mを超えるもの
36銭以下													
37～42銭	2	2	3										
43～49銭	1	1	1	2	2	2	2	3	2				
50～52銭	2	2	2	1	1	1	1	1	2				
53～60銭	1	1	1	3	3	2	2	2	2	4	3	3	
61～65銭												2	
66～69銭										1	1	1	1
70～79銭						1	1	1	1				1
80～89銭													
90～99銭										1	1	1	1
1円以上											1		
計	6	6	7	6	6	6	6	7	7	6	6	7	3
加重平均単価	47.62	47.62	47.41	53.98	53.98	54.63	54.63	54.39	53.52	64.27	70.76	65.56	77.65
前回調査平均単価	43.68	44.01	43.85	49.57	49.57	49.85	50.35	51.05	50.90	59.29	59.29	59.87	76.32
変動率（%）	9.0	8.2	8.1	8.9	8.9	9.6	8.5	6.5	5.1	8.4	19.3	9.5	1.7

（注） 表のオレンジ太線は、現行最低工賃額（20cm以下…37銭、20～50cm…43銭、50cm～2m…53銭、2m超…61銭）を示す。

前回調査とは、令和2年11月分である。変動率は、前回に対する今回の平均単価の増減割合である。



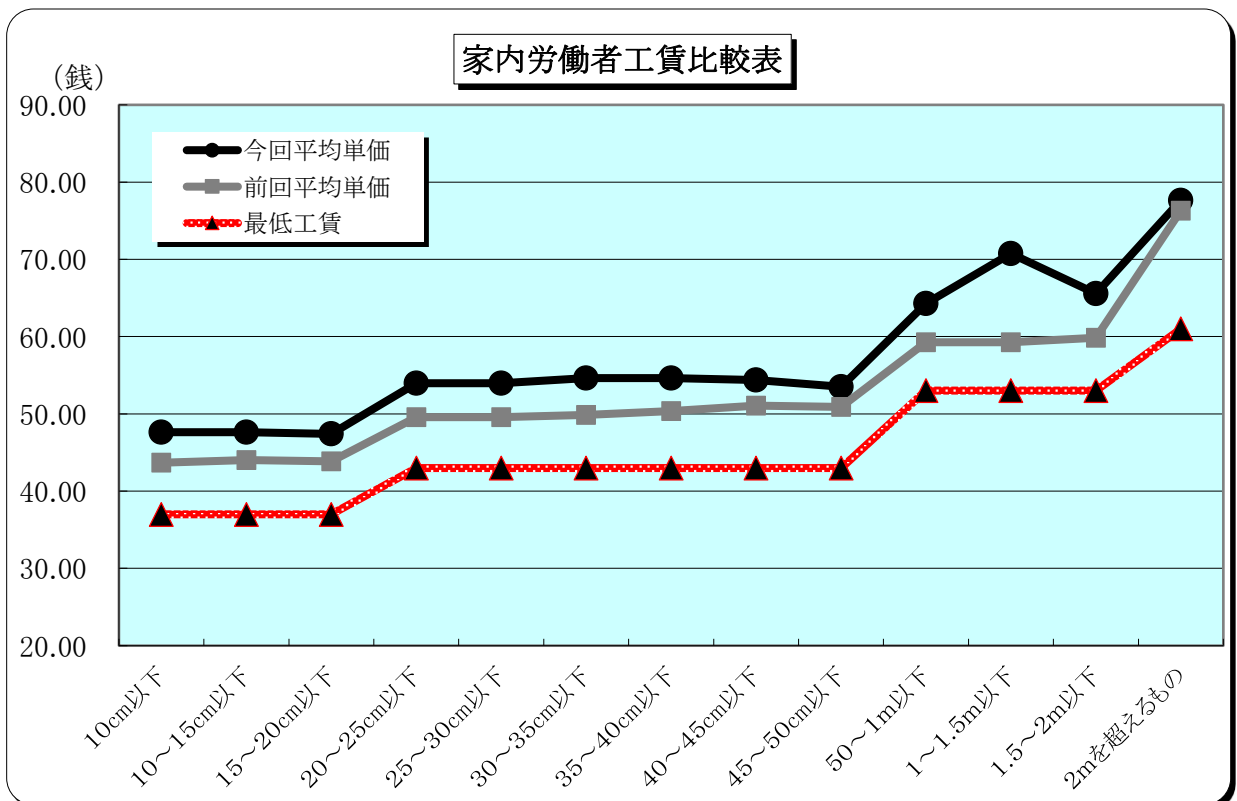
③ 家内労働者

(単位；人)

規格 工賃	10cm以下	10～15cm以下	15～20cm以下	20～25cm以下	25～30cm以下	30～35cm以下	35～40cm以下	40～45cm以下	45～50cm以下	50～1m以下	1～1.5m以下	1.5～2m以下	2mを超えるもの
36銭以下													
37～42銭	5	5	11										
43～49銭	130	130	130	5	5	5	5	11	11				
50～52銭	38	38	38	26	26	26	26	26	85				
53～60銭	14	14	14	156	156	144	144	144	144	84	19	19	
61～65銭													2
66～69銭										130	130	130	6
70～79銭						12	12	12	12				130
80～89銭													
90～99銭										12	12	12	12
1円以上											17		
計	187	187	193	187	187	187	187	193	252	226	178	161	150
加重平均単価	47.62	47.62	47.41	53.98	53.98	54.63	54.63	54.39	53.52	64.27	70.76	65.56	77.65
前回調査平均単価	43.68	44.01	43.85	49.57	49.57	49.85	50.35	51.05	50.90	59.29	59.29	59.87	76.32
変動率(%)	9.0	8.2	8.1	8.9	8.9	9.6	8.5	6.5	5.1	8.4	19.3	9.5	1.7

(注) 表のオレンジ太線は、現行最低工賃額(20cm以下…37銭、20～50cm…43銭、50cm～2m…53銭、2m超…61銭)を示す。

前回調査とは、令和2年11月分である。変動率は、前回に対する今回の平均単価の増減割合である。



(2) チューブ通し

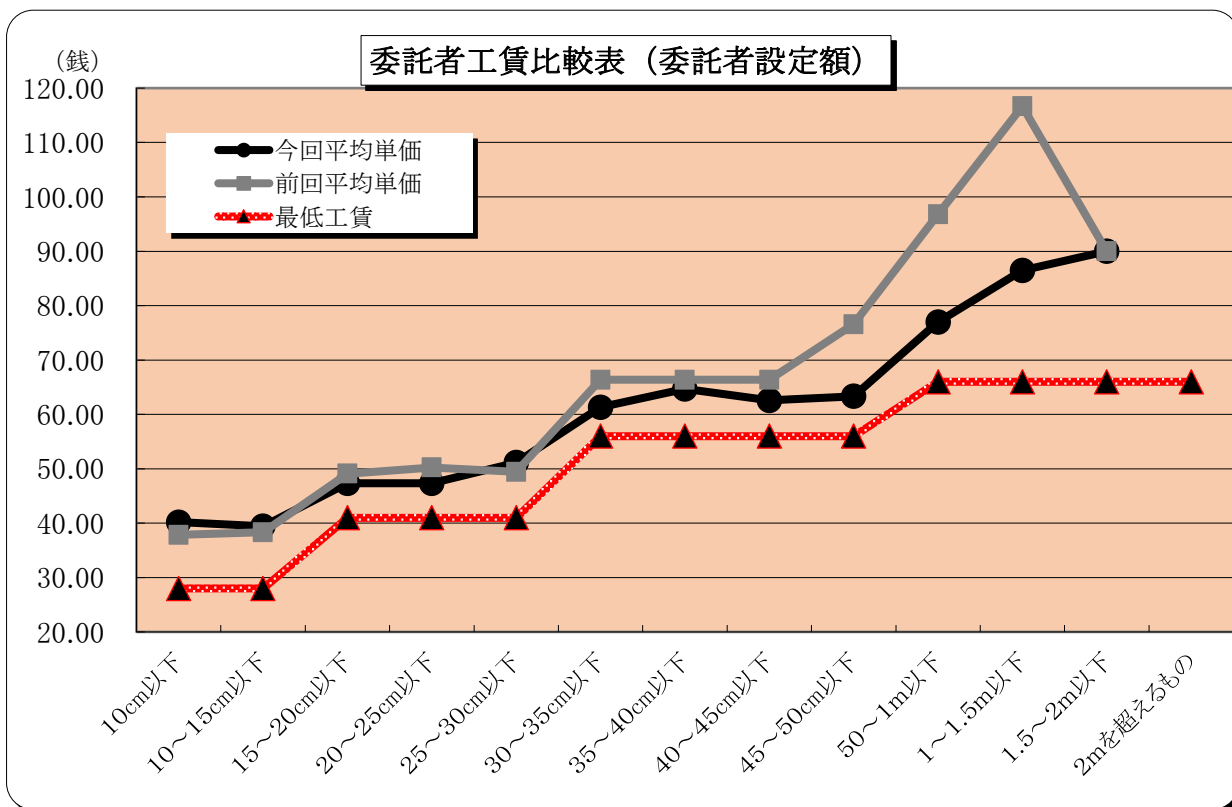
① 委託者 (委託者設定工賃)

(単位; 社)

規格 工賃	10cm 以下	10～ 15cm 以下	15～ 20cm 以下	20～ 25cm 以下	25～ 30cm 以下	30～ 35cm 以下	35～ 40cm 以下	40～ 45cm 以下	45～ 50cm 以下	50～ 1m 以下	1～ 1.5m 以下	1.5～ 2m 以下	2mを 超える もの
27銭 以下													
28～ 30銭	2	2											
31～ 40銭	1	2											
41～ 49銭			2	2	3								
50～ 55銭	3	3	4	4	3	1							
56～ 59銭						2	2	2	2				
60～ 65銭						1	1	1	1				
66～ 69銭									1	2			
70～ 79銭					1	2	3	2	2				
80～ 99銭										3	2	1	
1円 以上													
計	6	7	6	6	7	6	6	5	6	5	2	1	0
平均 単価	40.17	39.43	47.33	47.33	51.14	61.33	64.67	62.60	63.33	77.00	86.50	90.00	
前回調査 平均単価	37.86	38.33	49.11	50.25	49.44	66.38	66.38	66.38	76.56	96.80	116.67	90.00	
変動率 (%)	6.1	2.9	-3.6	-5.8	3.4	-7.6	-2.6	-5.7	-17.3	-20.5	-25.9	-	

(注) 表のオレンジ太線は、現行最低工賃額 (15cm以下…28銭、15～30cm…41銭、30cm～50cm…56銭、50cm超…66銭) を示す。

前回調査とは、令和2年11月分である。変動率は、前回に対する今回の平均単価の増減割合である。



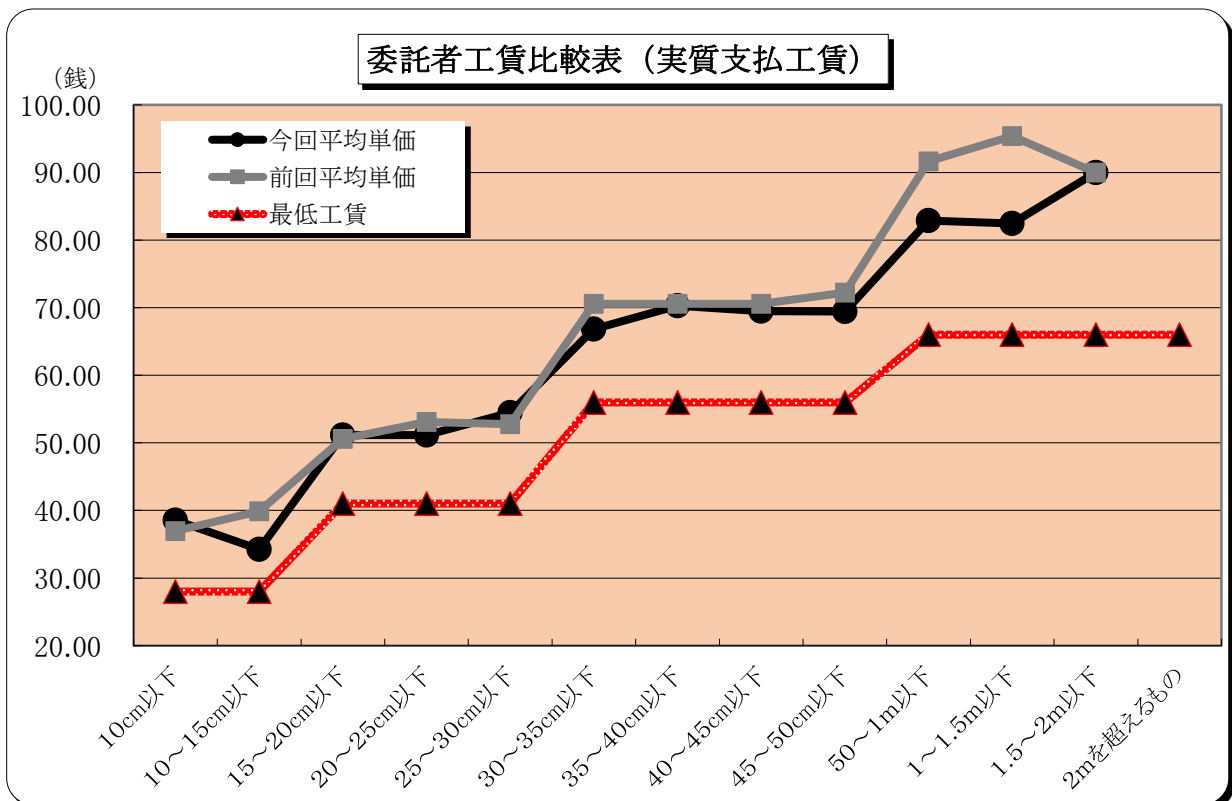
② 委託者（実質支払工賃）

（単位；社）

規格 工賃	10cm以下	10～15cm以下	15～20cm以下	20～25cm以下	25～30cm以下	30～35cm以下	35～40cm以下	40～45cm以下	45～50cm以下	50～1m以下	1～1.5m以下	1.5～2m以下	2mを超えるもの
27銭以下													
28～30銭	2	2											
31～40銭	1	2											
41～49銭			2	2	3								
50～55銭	3	3	4	4	3	1							
56～59銭						2	2	2	2				
60～65銭						1	1	1	1				
66～69銭									1	2			
70～79銭					1	2	3	2	2				
80～99銭										3	2	1	
1円以上													
計	6	7	6	6	7	6	6	5	6	5	2	1	0
加重平均単価	38.57	34.25	51.15	51.15	54.45	66.84	70.27	69.50	69.41	82.88	82.43	90.00	
前回調査平均単価	36.96	39.87	50.59	53.09	52.77	70.57	70.57	70.57	72.20	91.64	95.37	90.00	
変動率(%)	4.4	-14.1	1.1	-3.7	3.2	-5.3	-0.4	-1.5	-3.9	-9.6	-13.6	-	

（注） 表のオレンジ太線は、現行最低工賃額（15cm以下…28銭、15～30cm…41銭、30cm～50cm…56銭、50cm超…66銭）を示す。

前回調査とは、令和2年11月分である。変動率は、前回に対する今回の平均単価の増減割合である。



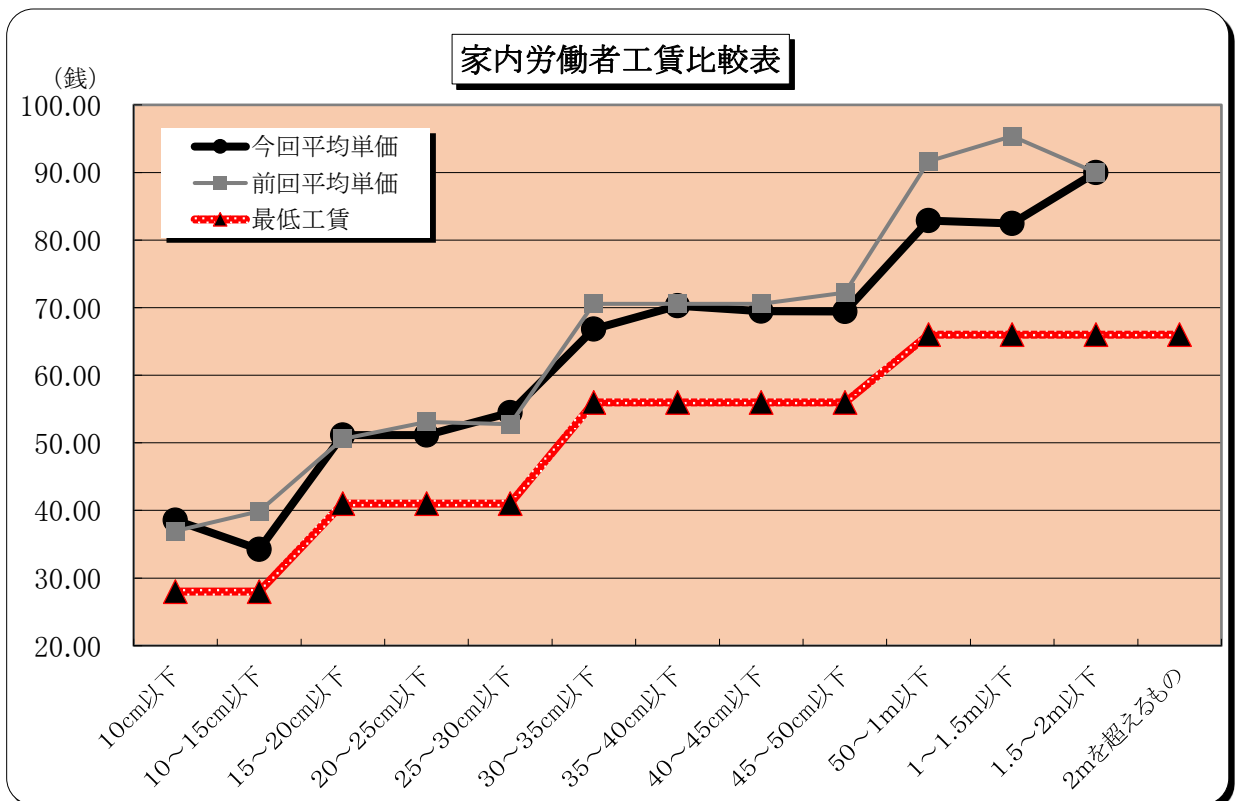
③ 家内労働者

(単位；人)

規格 工賃	10cm以下	10～15cm以下	15～20cm以下	20～25cm以下	25～30cm以下	30～35cm以下	35～40cm以下	40～45cm以下	45～50cm以下	50～1m以下	1～1.5m以下	1.5～2m以下	2mを超えるもの
27銭以下													
28～30銭	5	5											
31～40銭	130	136											
41～49銭			5	5	11								
50～55銭	52	52	182	182	156	12							
56～59銭						5	5	5	5				
60～65銭						14	14	14	14				
66～69銭									6	5			
70～79銭					26	156	168	142	142				
80～99銭										148	142	12	
1円以上													
計	187	193	187	187	193	187	187	161	167	153	142	12	0
加重平均単価	38.57	34.25	51.15	51.15	54.45	66.84	70.27	69.50	69.41	82.88	82.43	90.00	
前回調査平均単価	36.96	39.87	50.59	53.09	52.77	70.57	70.57	70.57	72.20	91.64	95.37	90.00	
変動率(%)	4.4	-14.1	1.1	-3.7	3.2	-5.3	-0.4	-1.5	-3.9	-9.6	-13.6	-	

(注) 表のオレンジ太線は、現行最低工賃額(15cm以下…28銭、15～30cm…41銭、30cm～50cm…56銭、50cm超…66銭)を示す。

前回調査とは、令和2年11月分である。変動率は、前回に対する今回の平均単価の増減割合である。



IV 車両電気配線装置製造業にかかる最低工賃の全国概要

現在、岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃として定めている「先ハメ」（カプラー差し）及び「チューブ通し」について、これと同様の業務にかかる最低工賃を定めている労働局の状況を取りまとめた。

1. 岡山県車両電気配線装置製造業と同様の業務について、最低工賃を定めている労働局は次のとおりである。 （※（ ）内は、最低賃金に適用される目安ランク）

(1) 「先ハメ」について

- ①岩手局（C） ②茨城局（B） ③長野局（B） ④静岡局（B） ⑤愛知局（A）
⑥三重局（B） ⑦兵庫局（B） ⑧島根局（B） ⑨岡山局（B） ⑩広島局（B）
⑪熊本局（C） ⑫大分局（C） ⑬宮崎局（C） ⑭鹿児島局（C）

（岡山局を含む14局）

(2) 「チューブ通し」について

- ①岩手局（C） ②長野局（B） ③静岡局（B） ④愛知局（A） ⑤三重局（B）
⑥岡山局（B） ⑦宮崎局（C） （岡山局を含む7局）

2. 最低工賃の状況について

上記労働局において定められている各作業別（規格別）の最低工賃及び直近の改定状況については、別添の「全国のカプラー差しに係る最低工賃の概要及び全国対比表」「全国のチューブ通しに係る最低工賃の概要及び全国対比表」のとおりである。

3. 最低工賃改定の状況について

最低工賃については、3年ごとに策定している「最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的な調査等により適切に業務の推進を図っているところであり、「第13次最低工賃新設・改正計画」（R元年度～R3年度）における各県の近時の状況については次のとおりであった。（発効日で整理）

(1) 令和元年度改正

宮崎局

(2) 令和3年度改正

岩手局

(3) 令和4年度改正

※5年度 静岡局 熊本局

茨城局 岡山局 鹿児島局

車両電気配線装置製造業に係る最低工賃の概要(県別)

ケーブル差し

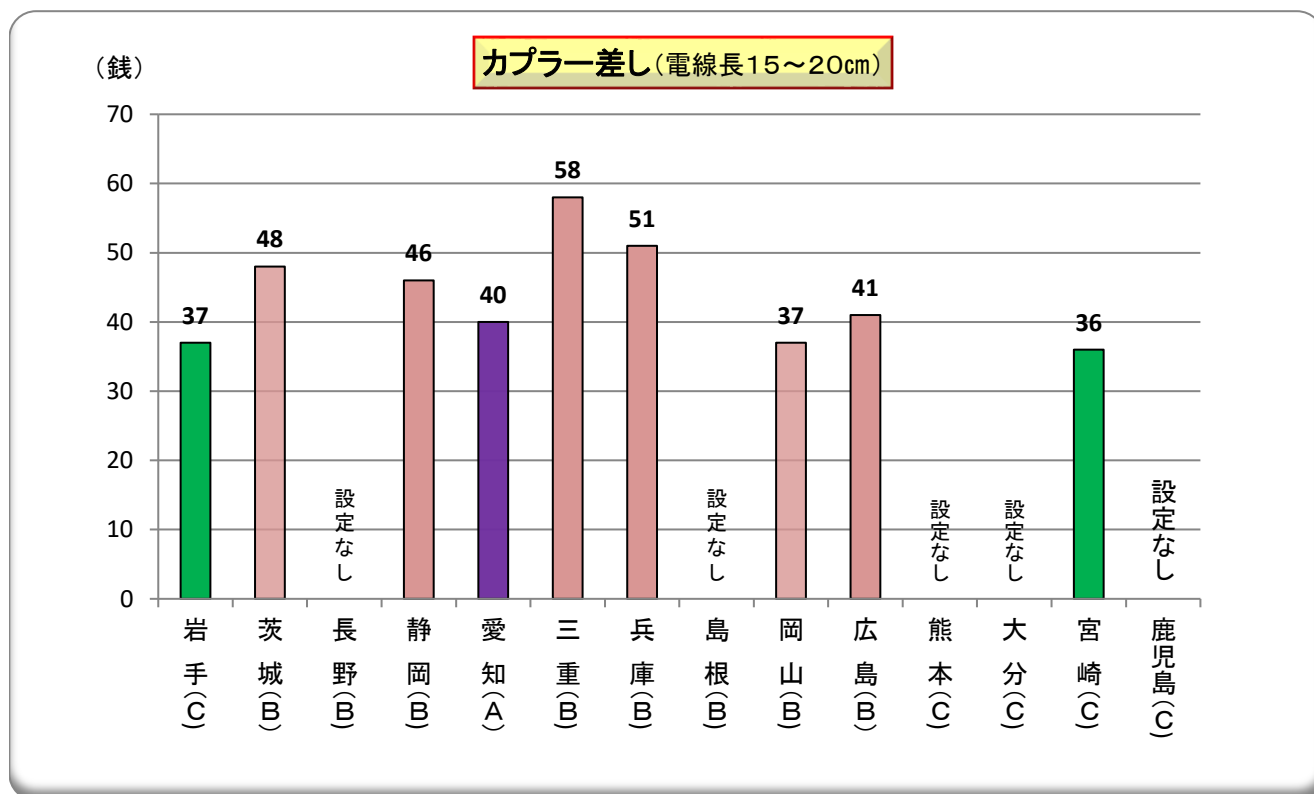
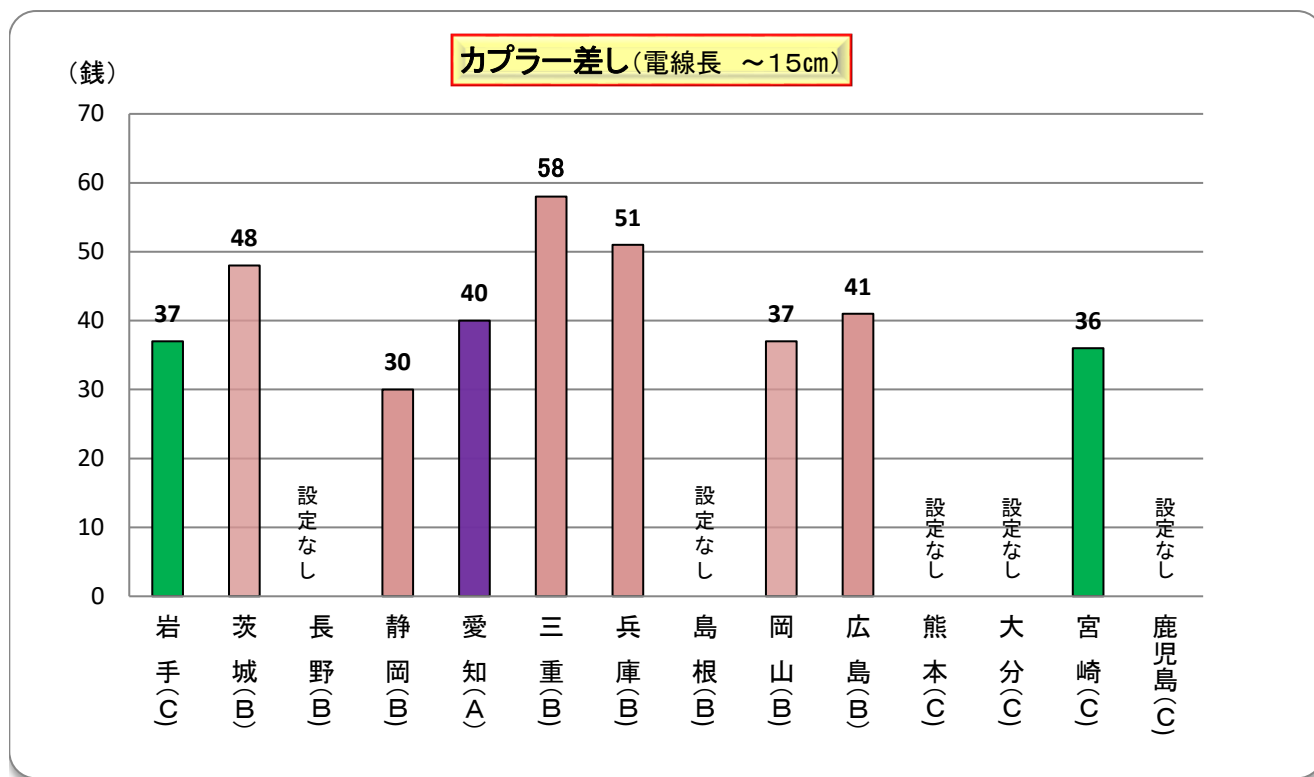
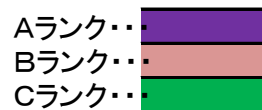
規 格	現行効力発生日	(前回効力発生日)	15cm				20cm				50cm				150cm				200cm							
			未 満	以 下	以 上	超	未 満	以 下	以 上	超	未 満	以 下	以 上	超	未 満	以 下	以 上	超	未 満	以 下	以 上	超				
岩手 (C)	R3. 6. 1	(H28. 5. 18)									37銭 (69銭)															
茨城 (B)	R4. 11. 1	(H16. 4. 1)													48銭 (40銭)											
長野 (B)	H19. 9. 28	(H16. 4. 28)																	46銭 (43銭)							
静岡 (B)	R5. 5. 5	(H26. 4. 25)	30銭 (23銭)								46銭 (39銭)								53銭 (45銭)				65銭 (55銭)			
愛知 (A)	H30. 3. 25	(H24. 3. 17)					40銭 (36銭)				49銭 (43銭)								58銭 (50銭)				66銭 (57銭)			
三重 (B)	H30. 11. 18	(H27. 4. 23)					58銭 (52銭)								66銭 (60銭)								76銭 (69銭)			
兵庫 (B)	H18. 3. 10	(H13. 9. 26)					51銭 (50銭)												56銭 (55銭)							
島根 (B)	H15. 7. 6	(H13. 7. 11)																	40銭 (40銭)							
岡山 (B)	R4. 7. 1	(H30. 3. 1)					37銭 (35銭)				43銭 (41銭)								53銭 (50銭)				61銭 (58銭)			
広島 (B)	H15. 5. 24	(H13. 5. 18)					41銭 (41銭)												47銭							
熊本 (C)	R5. 4. 22	(H18. 4. 9)																	55銭 (43銭)							
大分 (C)	H12. 9. 15	(H10. 9. 15)																	52銭 (50銭)							
宮崎 (C)	R1. 5. 16	(H17. 5. 19)					36銭 (31銭)												39銭 (34銭)							
鹿児島 (C)	R4. 12. 22	(H16. 3. 11)																	50銭 (42銭)							

県名の()内は最低賃金に適用される目安ランク
金額の()内は現行最低工賃の改定前金額

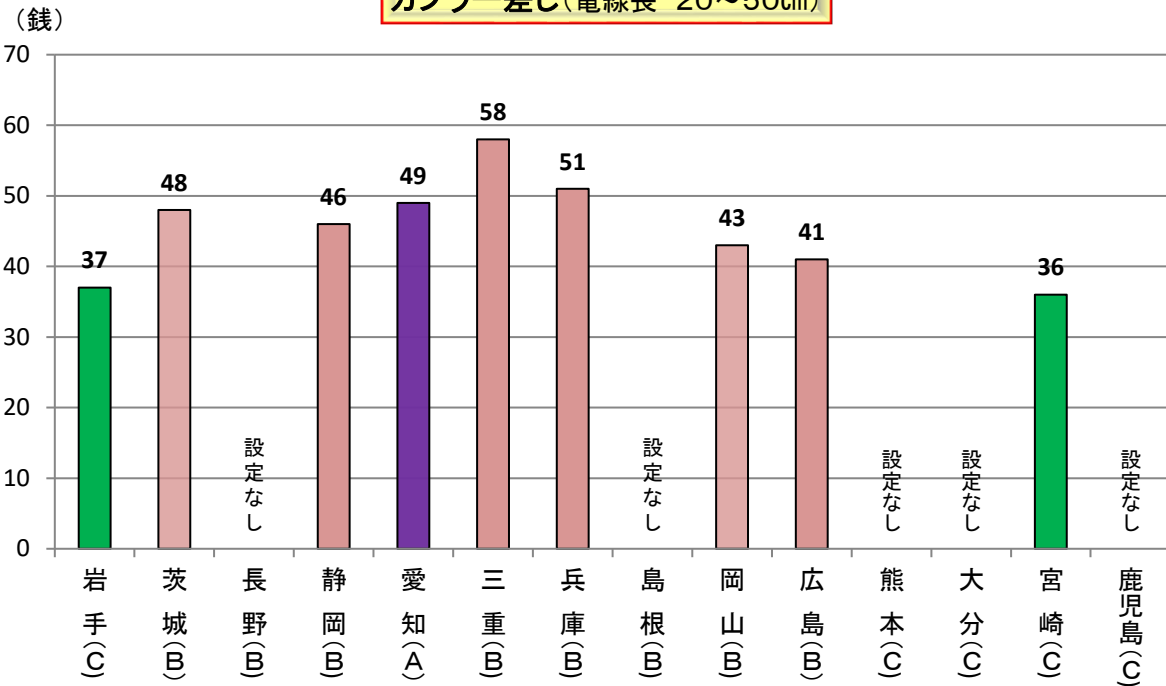
	30～39銭
	40～49銭
	50～59銭
	60～69銭
	70銭～

全国対比表

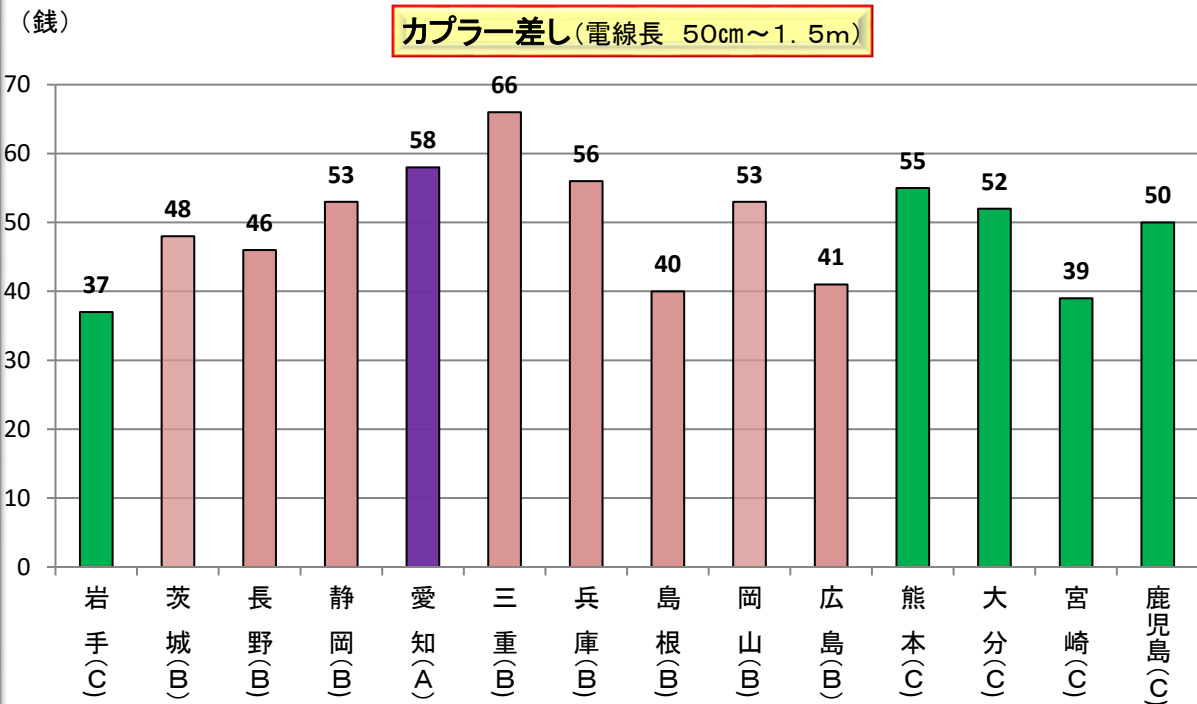
1 カプラー差し

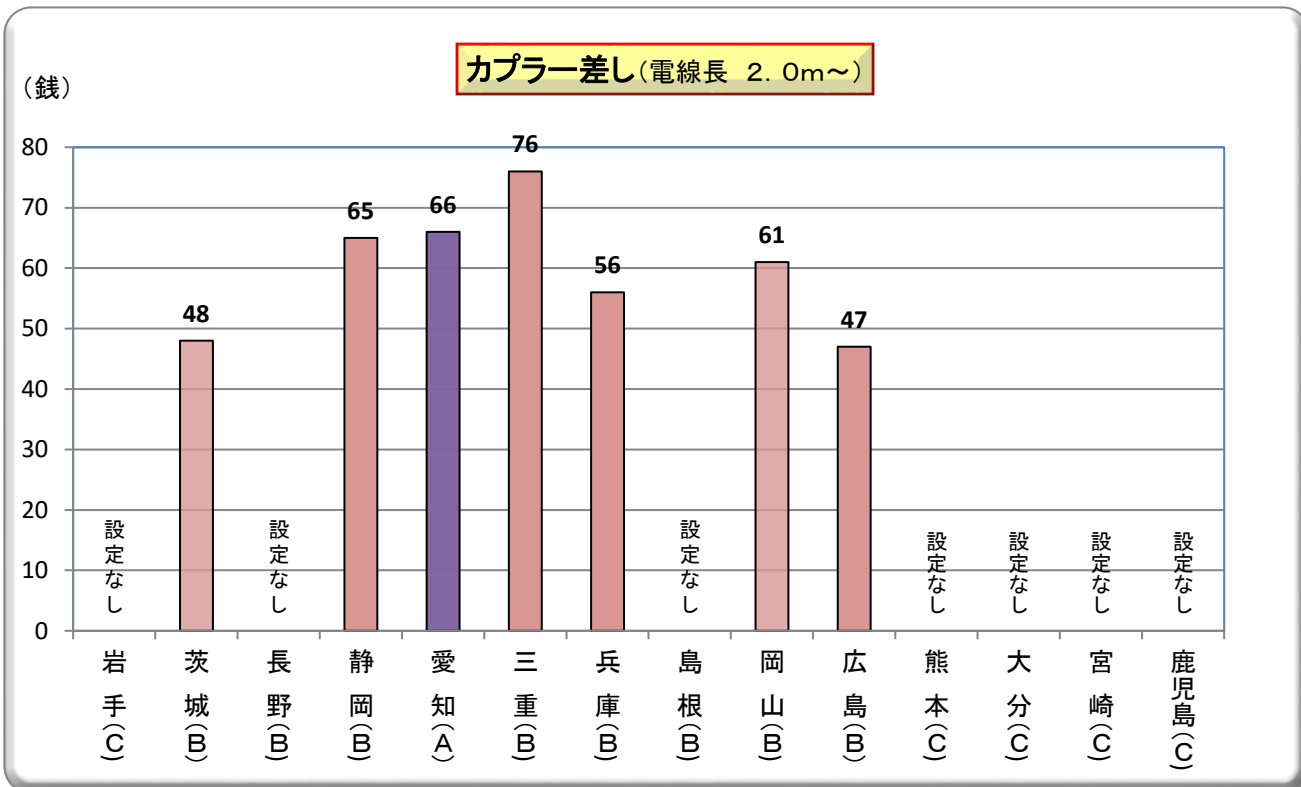
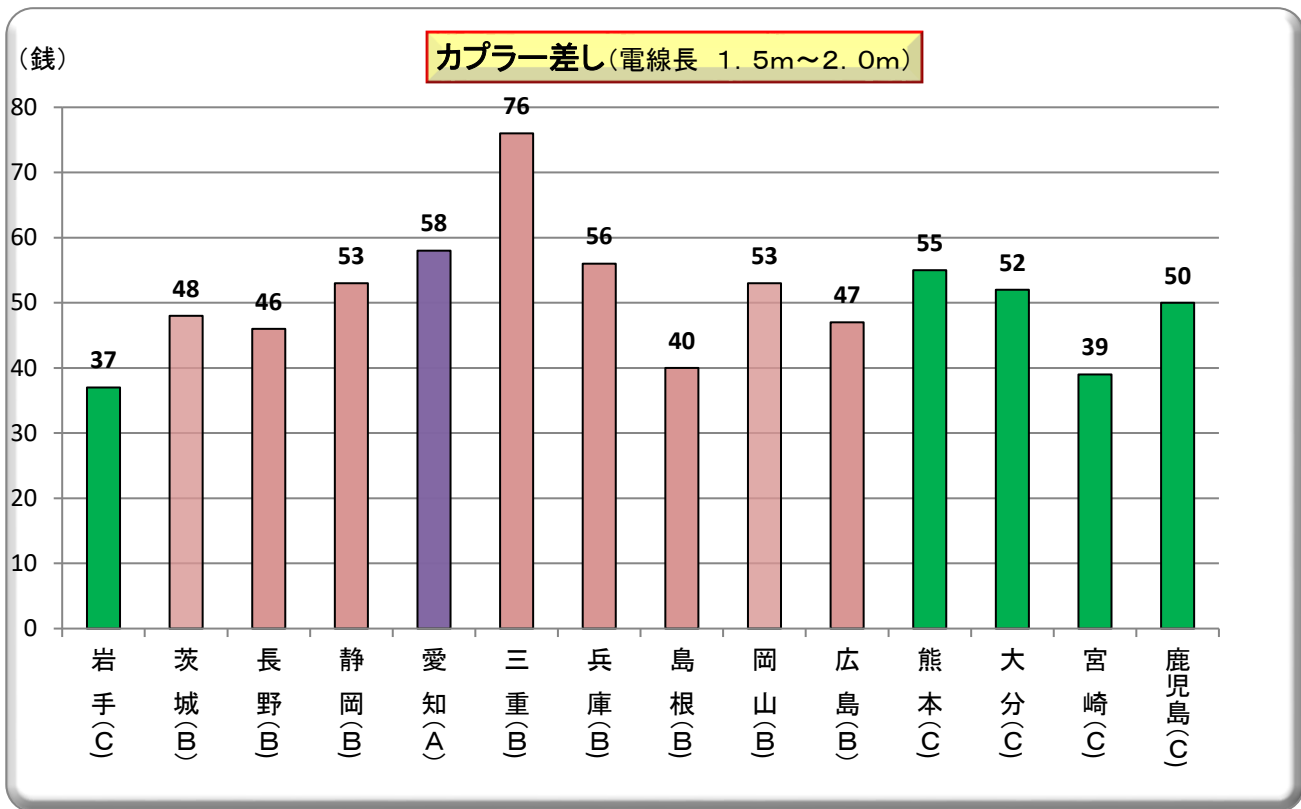


カプラー差し(電線長 20~50cm)



カプラー差し(電線長 50cm~1.5m)





車両電気配線装置製造業に係る最低工賃の概要(県別)

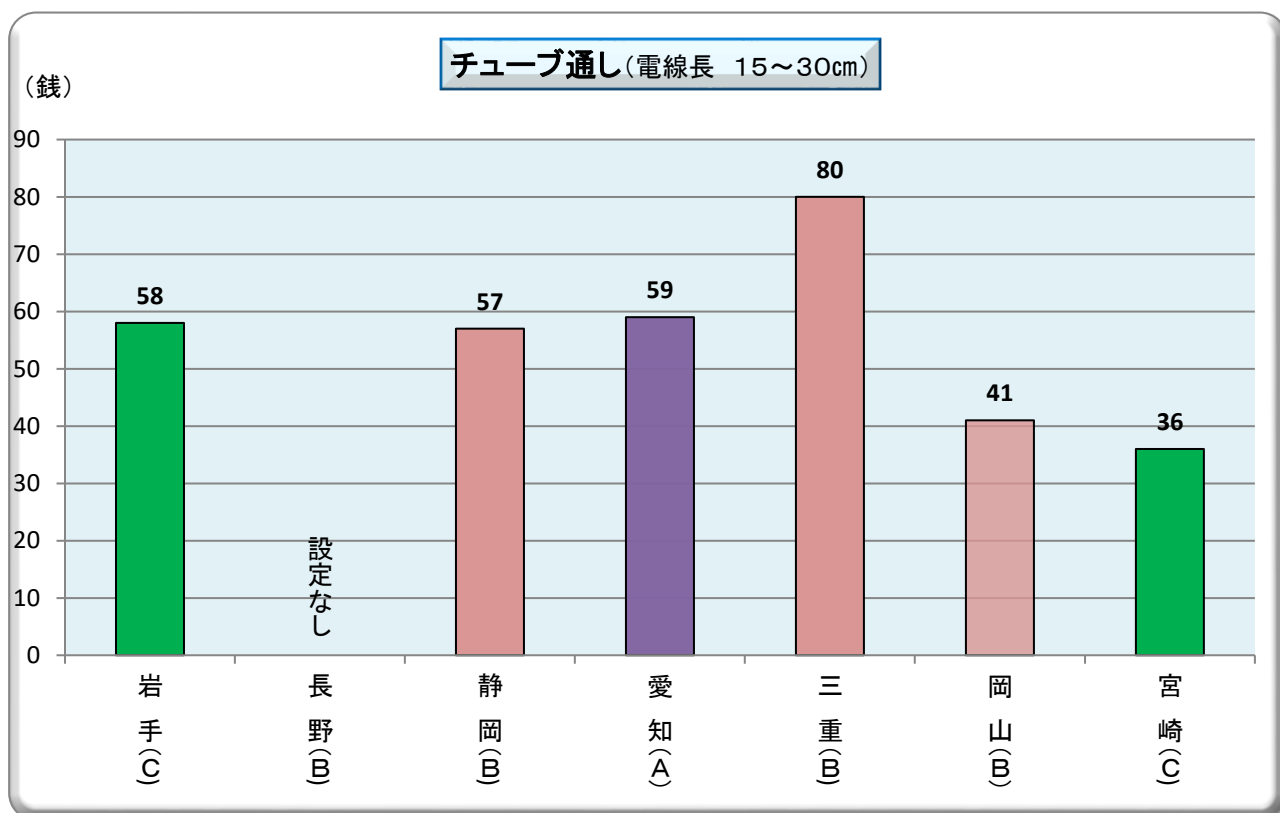
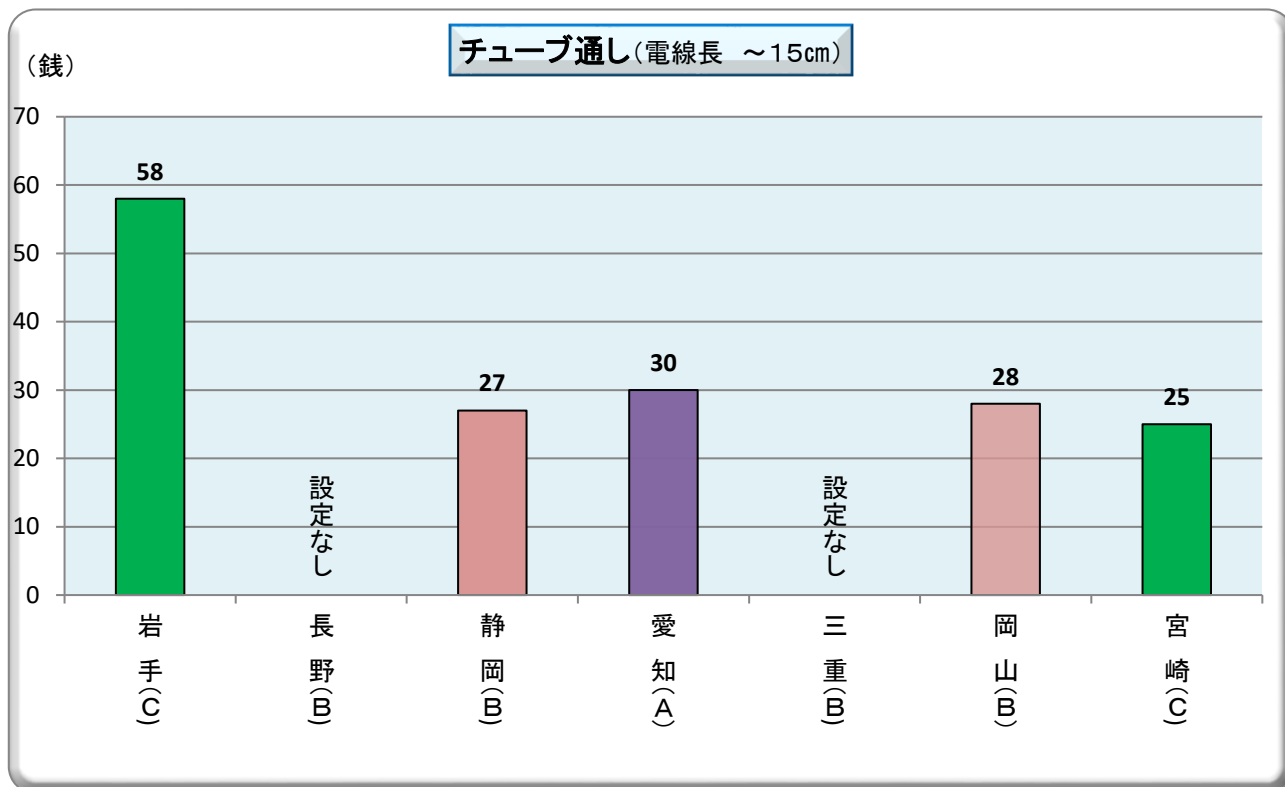
チューブ通し

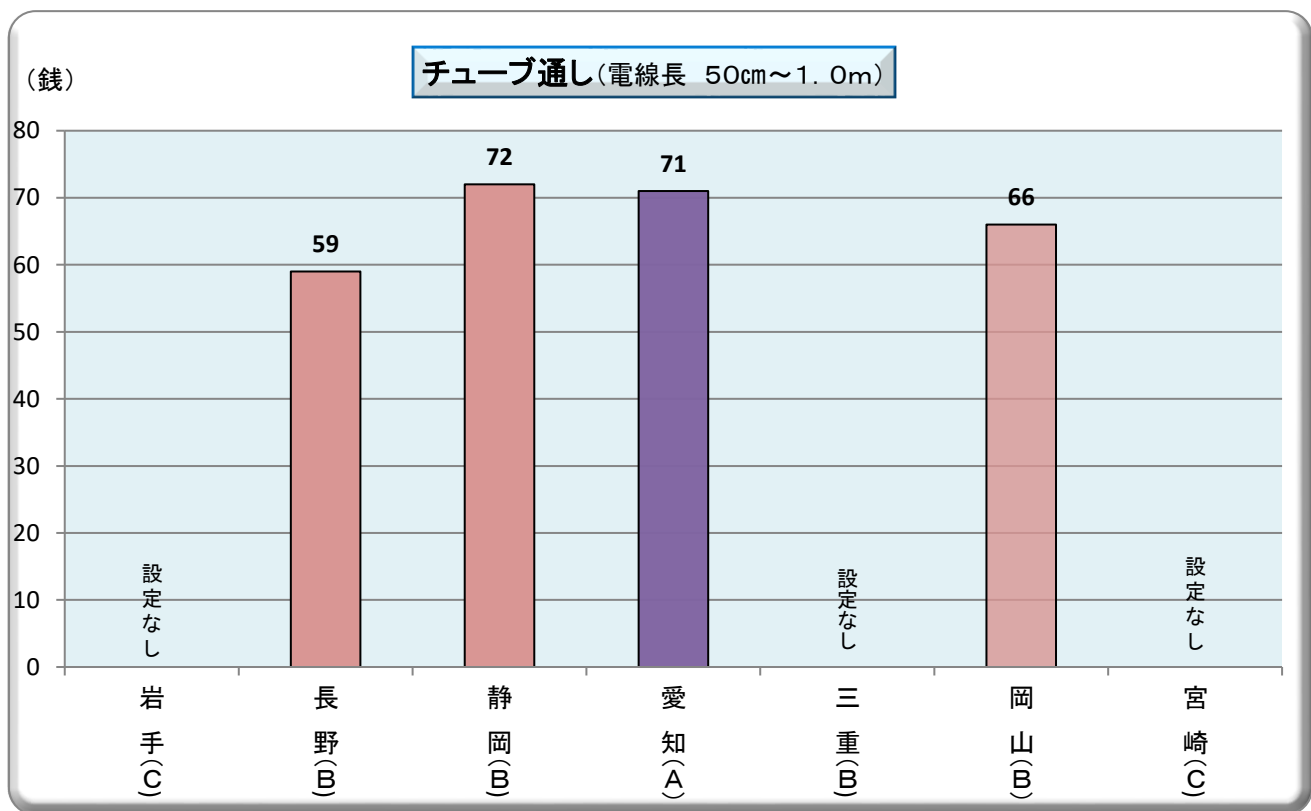
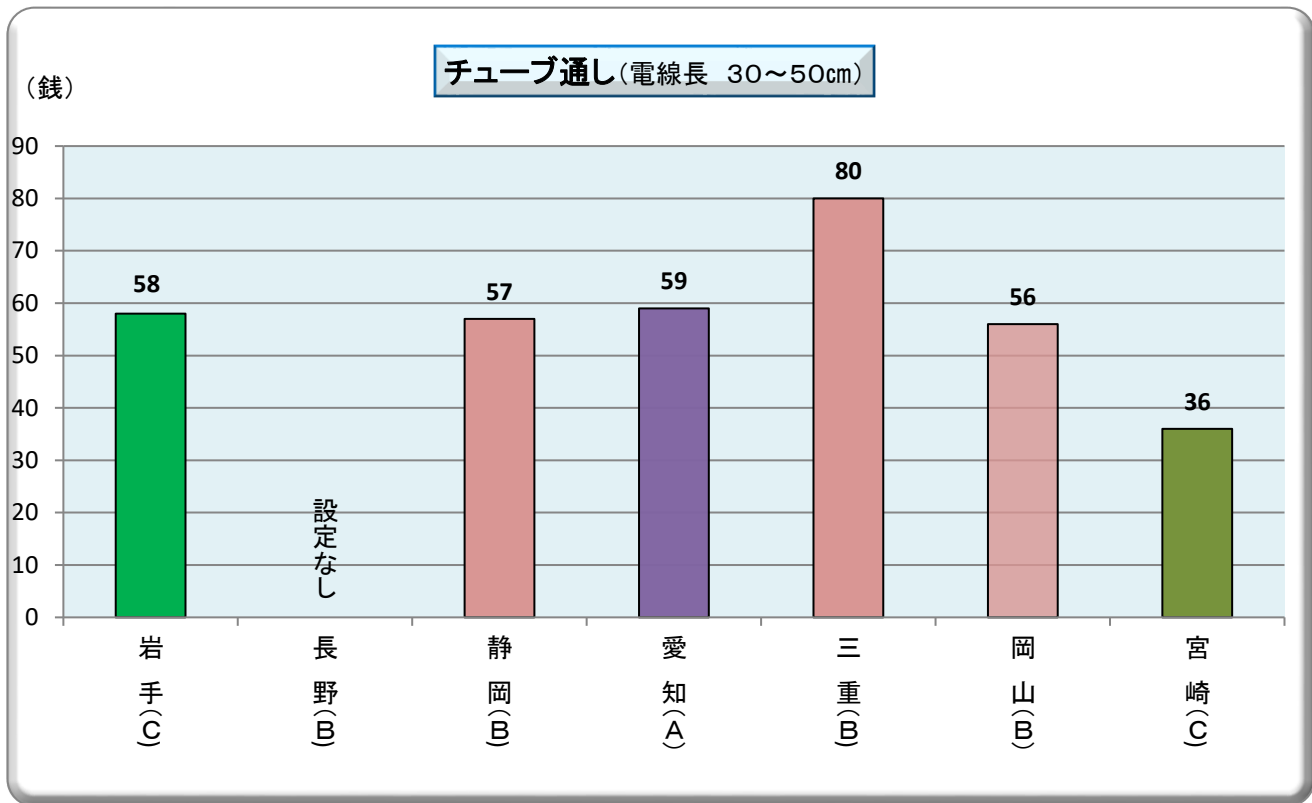
規 格	現行効力発生日	(前回効力発生日)	15cm			30cm			50cm			100cm		
			未 満	以 下	以 上	未 満	以 下	以 上	未 満	以 下	以 上	未 満	以 下	以 上
岩手 (C)	R3. 6. 1	(H28. 5. 18)				58銭 (58銭)								
長野 (B)	H19. 9. 28	(H16. 4. 28)										59銭 (56銭)		
静岡 (B)	R5. 5. 5	(H26. 4. 25)	27銭 (23銭)					57銭 (48銭)				72銭 (61銭)		
愛知 (A)	H30. 3. 25	(H24. 3. 17)	30銭 (26銭)					59銭 (51銭)				71銭 (61銭)		
三重 (B)	H30. 11. 18	(H27. 4. 23)						80銭 (72銭)						
岡山 (B)	R4. 7. 1	(H30. 3. 1)	28銭 (27銭)			41銭 (39銭)			56銭 (53銭)					66銭 (63銭)
宮崎 (C)	R1. 5. 16	(H17. 5. 19)	25銭 (21銭)					36銭 (31銭)						
茨城 (B)														
兵庫 (B)														
島根 (B)														
広島 (B)														
熊本 (D)														
大分 (D)														
鹿児 島 (D)														

県名の()内は最低賃金に適用される目安ランク
金額の()内は現行最低工賃の改定前金額

- 20～29銭
- 30～39銭
- 40～49銭
- 50～59銭
- 60～69銭
- 70銭～

2 チューブ通し





* 1m超の規格を設定しているのは岡山だけのため、当該規格のグラフは作成していない。

参考資料

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃一覧表

業務	内 容	規 格	金 額
先 ハ メ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 37銭
		20センチメートルを超えて50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43銭
		50センチメートルを超えて2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 61銭
チ ユ ー ブ 通 し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 28銭
		15センチメートルを超えて30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 41銭
		30センチメートルを超えて50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 56銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 66銭

(注) 「先ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

効力発生日 ; 令和4年7月1日

岡山県車両電気配線装置製造業(ワイヤーハーネス)に関する委託者調査票

- ◎ この調査は岡山県の車両電気配線装置製造業の実態を把握し、最低工賃を見直す基礎資料とするため行っています。他の目的に使用することはありませんので、ありのままを記入して下さい。
- ◎ この調査票には令和5年11月分又は11月末日現在の状況について、該当するところを○で囲むかまたは記入し、令和5年12月15日(金)までに同封の封筒に入れ返送してください。
- ◎ 裏面への記入もよろしくお願いたします。

岡山労働局

1. 事業の概要について

事業所の名称		電話番号	() -
所在地		記入担当者名	
主要製品及び生産割合	主要製品名	生産割合	
	・自動車ワイヤーハーネス (用途)		%
	・ (用途)		%
	・その他 ()		%
自動車用ワイヤーハーネスについて、家内労働者(注1)に作業を <input type="checkbox"/> イ. 委託している <input type="checkbox"/> ロ. 委託していない			
委託している家内労働者は 男 人、女 人、計 人 3枚目の7へ ※外注があれば7の欄に外注会社名、住所などを記入してください。			
※委託しているイ.に該当する場合は、2.以降の問いについて記入してください。			

(注1) いわゆる内職と呼ばれ、自宅などで賃加工に従事する方のことです。

2. 雇用労働者の概要について

(1) 事業所で雇っている労働者数について記入してください。()内は内数としてパート労働者数を記入してください。

区分	男	女	計
雇用労働者数	人 ()	人 ()	人 ()
うち、家内労働者と同種の業務に従事している雇用労働者数	人 ()	人 ()	人 ()

(2) 家内労働者と同種の業務に従事している雇用労働者(パート労働者を含む)の賃金について記入して下さい。(注2)

日額		時間額	
平均額	最低額	平均額	最低額
円	円	円	円

(注2) 家内労働者への委託業務と同様の業務に従事している貴事業所の雇用労働者の賃金について、日給者及び時間給者別にその平均額と最低額について記入してください。

$$\text{平均額計算方法} \quad \text{日給} = \frac{\text{日給単価合計}}{\text{日給者の人数}} \quad , \quad \text{時間給} = \frac{\text{時間給単価合計}}{\text{時間給者の人数}}$$

3. 家内労働業務等の概要について

(1) 工賃の決定について、どのようにして決めていますか。

イ. 受注先の納入単価に必要経費を考慮して決める。	ロ. 実際に作業してみて、出来高を予想して決める。
ハ. 標準工数 × 時間当たりの単価 で決める。	ニ. その他 ()

(2) 機械器具、治具等の貸与についてはどうですか。

イ. 有 (名称)	ロ. 有償 (1ヶ月 円)	ハ. 無償
(名称)	ロ. 有償 (1ヶ月 円)	ハ. 無償
ニ. 無		

4. 工賃実態について

(1) 発注元から受ける加工賃単価の変動状況について (過去3年間の状況について)

変動状況	イ. 上昇 (%)	変動した場合の主な理由
	ロ. 横ばい	
	ハ. 下降 (%)	
	ニ. どちらともいえない	

(2) 家内労働者に対する工賃単価の変動状況について (過去3年間の状況について)

変動状況	イ. 上昇 (%)	変動した場合の主な理由
	ロ. 横ばい	
	ハ. 下降 (%)	
	ニ. どちらともいえない	

(3) 家内労働者への委託内容及び1時間あたりの推定作業量等について

業 務 名	規 格		工 賃		1時間あたりの推定作業量	
			単 位	単 価		
先 ハ メ <small>(端子ハメ、カプラー差し)</small>	10cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	10cmを超え15cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	15cmを超え20cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	20cmを超え25cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	25cmを超え30cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	30cmを超え35cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	35cmを超え40cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	40cmを超え45cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	45cmを超え50cm以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	50cmを超え1m以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	1mを超え1.5m以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	1.5mを超え2m以下の電線について行うもの		1本につき	銭	本	
	上記規格 以外の もの	2mを超える電線について行うもの		1本につき	銭	本
					銭	本
			銭	本		
チューブ通し	10cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	10cmを超え15cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	15cmを超え20cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	20cmを超え25cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	25cmを超え30cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	30cmを超え35cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	35cmを超え40cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	40cmを超え45cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	45cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	50cmを超え1m以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	1mを超え1.5m以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	1.5mを超え2m以下のチューブについて行うもの		1本につき	銭	本	
	上記規格 以外の もの	2mを超えるチューブについて行うもの			銭	本
					銭	本
			銭	本		
防水栓通し	手工具を使用して行うもの		1本につき	銭	本	
	手工具を使用せずに行うもの		1本につき	銭	本	
テープ巻き				銭		
				銭		
上記業務以外の 業 務 名				銭		
				銭		
				銭		

5. 最低工賃（別添一覧表）に対する意見について（複数回答可）

<p>イ. 同種作業をする労働者の賃金（岡山県最低賃金）が上昇しているため、改正が必要。</p> <p>ロ. 最低工賃は、家内労働者へ委託している工賃の実態を著しく下回っており、改正が必要。</p> <p>ハ. 家内労働者の生活等を考慮すると、現行最低工賃は低すぎるため改正が必要。</p> <p>ニ. 最低工賃は家内労働者へ委託する工賃の実態を上回っており、改正は不要。</p> <p>ホ. 会社の経営状況が厳しいため家内労働者へ委託する工賃を据え置いているため、最低工賃の改正は困難。</p> <p>ヘ. その他（意見： _____）</p>

※次のページの「6. 家内労働者について」「7. 外注者名簿」の記入もよろしくお願いいたします。

7. 外注者名簿

番号	性別	氏名	住所	電話番号	委託している業務の種類
					1.カブラー差し 2.チューブ通し 3.テープ巻き 4.その他()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()
	男・女		〒	() -	1・2・3・4 ()

※記入欄が足りない場合は、恐れ入りますがコピーして記入してください。

この調査につきましてご不明な点がございましたら、
 岡山労働局 労働基準部 賃金室
 電話 086-225-2014
 FAX 086-231-6471
 までお問い合わせください。

ご協力ありがとうございました。

令和5年度岡山県車両電気配線装置製造業実態調査

家内労働者調査票

岡山労働局 労働基準部 賃金室

この調査票は、岡山県の車両電気配線装置製造業における家内労働の実態を把握し、最低工賃を見直す基礎資料とするため行っています。他の目的に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。ご記入後は、同封の返信用封筒により **令和5年12月15日(金)** までにご返送ください。

※ご記入にあたってのお願い

- この調査票は、**令和5年11月分**についてご記入ください。
- ご不明な点がありましたら、

岡山労働局 労働基準部 賃金室 (電話 086-225-2014)

までお尋ねください。

Q1. 性別、年齢を記入してください。	Q1.	男 ・ 女	満 才
Q2. 現在の仕事の従事期間は何年ですか。	Q2.	年	か月
Q3. 11月中の主な作業をご記入下さい。また、その作業の1時間当たりの作業量についても教えてください。	Q3.	作 業 の 種 類	
		1 先ハメ (端子ハメ)	本
		2 チューブ通し	本
		3 テープ巻き	束
		4 その他 (名称 :	本)
Q4. 1日平均の作業時間はどの位ですか。	Q4.	時間	分
Q5. 11月は、何日仕事をしましたか。	Q5.		日
Q6. 11月分の工賃収入はいくらでしたか。(必要経費は除いてください)	Q6.		円
Q7. 11月分の1箇月当たりの必要経費は、どの位でしたか。(家内労働委託業務でのご負担分を記入してください。)	Q7.	1 有	2 無
		イ 電気代 (円)
		ロ ガス代 (円)
		ハ その他 (円)
Q8. 1年前と比べて仕事量は変わりましたか。	Q8.	1 変わらない	
		2 増えた	
		3 減った	
		イ 委託される量が減った	
		ロ 自己都合で減らした	
Q9. 岡山県における車両電気配線装置(ワイヤーハーネス)製造業の最低工賃は、別紙のとおり定められていますが、あなたの工賃と比べてどうですか。	Q9.	1 最低工賃のほうが高い	
		2 ほぼ同じ	
		3 最低工賃のほうが安い	
Q10. 岡山県の最低工賃について、あなたはどうか思われますか。	Q10.	1 上げたほうが良い	
		2 このままでよい	

Q11. その他、委託業務の工夫やご苦勞、最低工賃へのご意見がありましたらご記入ください。

※返信用封筒に入れて封をして、ご提出ください。(切手はいりません。)

ご協力ありがとうございます。

家内労働作業日確認表

この家内労働作業日確認表は、調査票表面のQ4、Q5に記入いただくための参考としてご利用下さい。
 実際に作業した日に、○と1日の作業時間数を30分単位で記入してください。
 月間の作業日数と作業時間数を合計して、1日当たりの平均作業時間数を計算してください。

※ご記入にあたってのお願い

- この作業時間確認表は、令和5年11月分についてご記入ください。
- 平均作業時間数を計算して、調査票表面のQ4とQ5にご記入ください。

日	曜日	作業日に ○	作業時間	日	曜日	作業日に ○	作業時間
1	水		時間 分	16	木		時間 分
2	木		時間 分	17	金		時間 分
3	金		時間 分	18	土		時間 分
4	土		時間 分	19	日		時間 分
5	日		時間 分	20	月		時間 分
6	月		時間 分	21	火		時間 分
7	火		時間 分	22	水		時間 分
8	水		時間 分	23	木		時間 分
9	木		時間 分	24	金		時間 分
10	金		時間 分	25	土		時間 分
11	土		時間 分	26	日		時間 分
12	日		時間 分	27	月		時間 分
13	月		時間 分	28	火		時間 分
14	火		時間 分	29	水		時間 分
15	水		時間 分	30	木		時間 分
合計	ア	イ	時間 分	1日平均作業時間数 (イ÷ア)	ウ		時間 分

調査票の表面に戻って、ご記入ください。

ご協力ありがとうございます。

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の推移

岡山労働局労働基準部賃金室

業 務	内 容	規 格	発効年月日	引上率	発効年月日	引上率	発効年月日	引上率	発効年月日	引上率	発効年月日	引上率	発効年月日	引上率
			平成7年4月1日	(%)	平成10年4月1日	(%)	平成13年6月23日	(%)	平成23年3月1日	(%)	平成30年3月1日	(%)	令和4年7月1日	(%)
先ハメ (カプラー差し)	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ(カプラー)(非防水タイプに限る)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 27銭	/	1本につき 28銭	3.70	1本につき 29銭	3.57	1本につき 32銭	10.34	1本につき 35銭	9.38	1本につき 37銭	5.71
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 32銭	/	1本につき 33銭	3.13	1本につき 34銭	3.03	1本につき 37銭	8.82	1本につき 41銭	10.81	1本につき 43銭	4.88
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 38銭	/	1本につき 40銭	5.26	1本につき 41銭	2.50	1本につき 45銭	9.76	1本につき 50銭	11.11	1本につき 53銭	6.00
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 43銭	/	1本につき 46銭	6.98	1本につき 48銭	4.35	1本につき 52銭	8.33	1本につき 58銭	11.54	1本につき 61銭	5.17
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 20銭	/	1本につき 21銭	5.00	1本につき 22銭	4.76	1本につき 24銭	9.09	1本につき 27銭	12.5	1本につき 28銭	3.70
		15センチメートルを超え30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 30銭	/	1本につき 31銭	3.33	1本につき 32銭	3.23	1本につき 35銭	9.36	1本につき 39銭	11.43	1本につき 41銭	5.13
		30センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 40銭	/	1本につき 42銭	5.00	1本につき 44銭	4.76	1本につき 48銭	9.09	1本につき 53銭	10.42	1本につき 56銭	5.66
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 48銭	/	1本につき 51銭	6.25	1本につき 52銭	1.96	1本につき 56銭	7.69	1本につき 63銭	12.5	1本につき 66銭	4.76

地域別最低賃金

地域別最低賃金 引上率

地域別最低賃金 引上率

地域別最低賃金 引上率

地域別最低賃金 引上率

地域別最低賃金 引上率

引上率

平成7年4月1日より新規

573

613

6.98%

636

3.75%

683

7.39%

781

14.35%

862

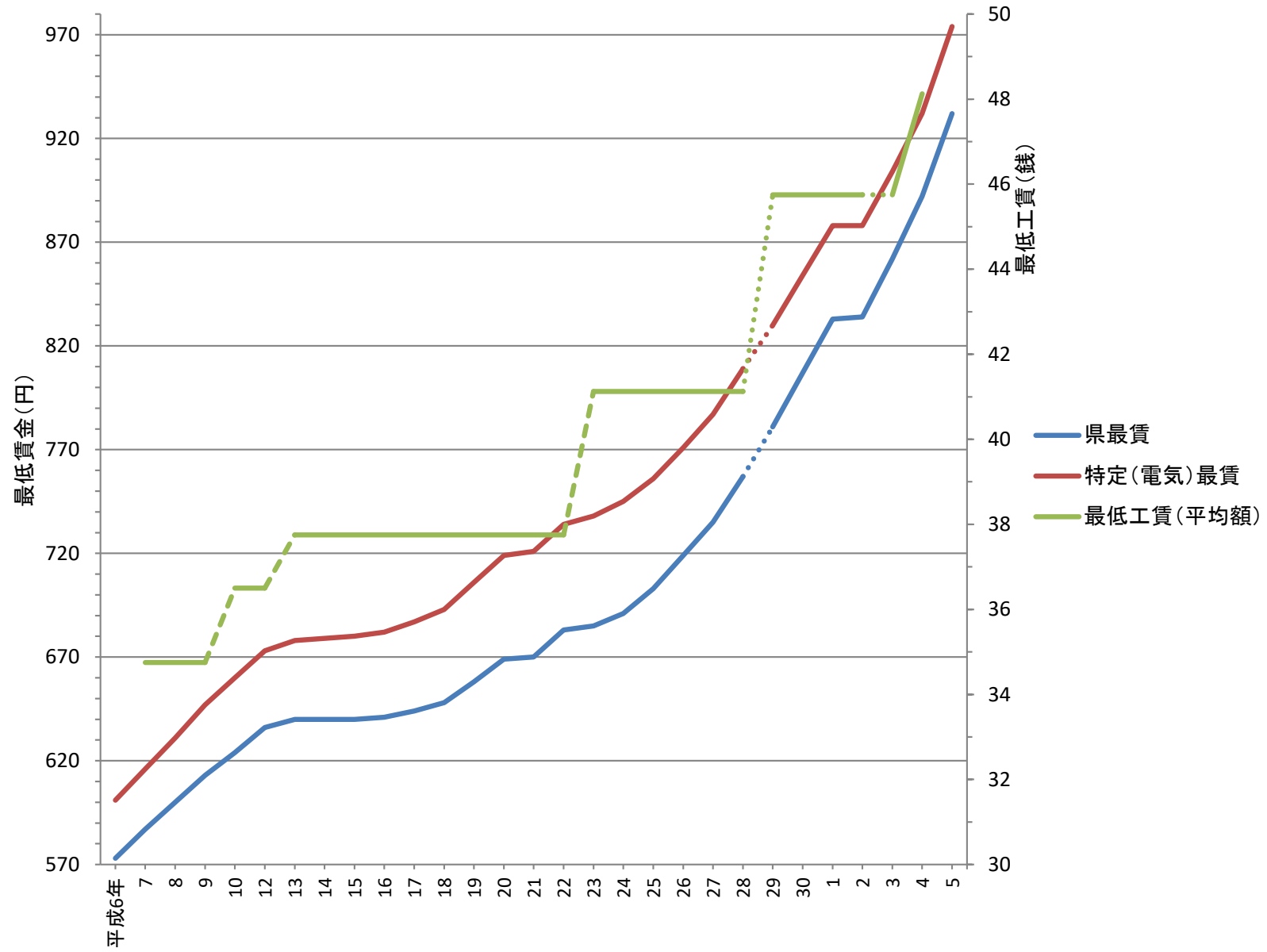
10.37%

※令和4年7月1日の改正より「カプラー差し」は「先ハメ」に、「カプラー」は「コネクタ」に改められている。

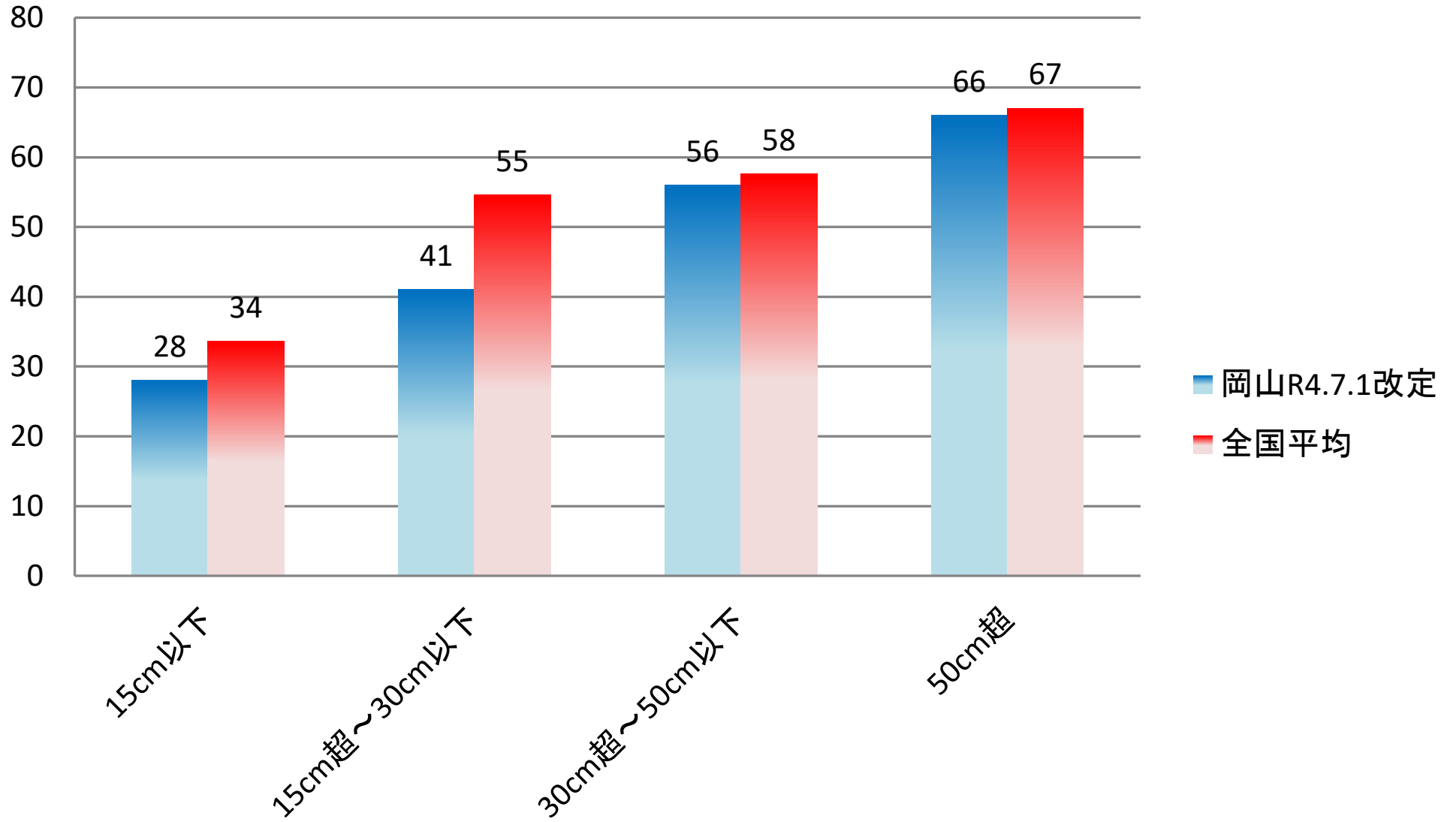
最低賃金及び最低工賃の改定状況

		H12年	H13年	…	H22年	H23年	H24年	H25年	…	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
県最賃発効日		H12.10.1	H13.10.1	…	H22.11.5	H23.10.27	H24.10.24	H25.10.30	…	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.3	R1.10.2	R2.10.3	R3.10.2	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.2
県最賃額		636円	640円	…	683円	685円	691円	703円	…	757円	781円	807円	833円	834円	862円	892円	932円	982円
最低工賃発効日		H13.6.23		H23.3.1		改正見送り					H30.3.1		R4.7.1					
カプラー差し	20cm以下		29		32						35				37			
	20cm超～																	
	50cm以下		34		37						41				43			
	50cm超～																	
	2m以下		41		45						50				53			
	2m超		48		52					58				61				
チューブ通し	15cm以下		22		24						27			28				
	15cm超～																	
	30cm以下		32		35						39			41				
	30cm超～																	
	50cm以下		44		48						53			56				
	50cm超		52		56					63			66					
平均最低工賃額		37.75銭		41.13銭							45.75銭		48.13銭 (48.125)					

最低賃金額及び最低工賃額の推移



チューブ通し



【最低工賃改定の目安一覧表】

上昇率を13%とした場合

品目	工 程	現行 から約 13% 増とした 工賃 ①	最高最低額			1個 当たり 平均所 要時間 (秒)②	1時間 当たり 工賃額 ㉓ (㉓÷㉔ ×3600 ÷100)	1日 当たり 工賃額 ㉕ (㉓× 8時間)	1か月 当たり 工賃額 ㉖ (㉓× 25日)	調査対象 者 数		現行最低 工賃 額の差		県最賃 (982円) との差 982-㉗	影響 人数	影響 率
			最高	最低	平均額					委託者	家 内 労働者	差額	UP率			
先 ハ メ	20 cm 以下の電線について行うもの	42 銭	60 銭	37 銭	46 銭	4.08	371 円	2,965 円	74,120 円	7	193	5	13.5%	611	11	5.7%
	20 cm を超え 50 cm 以下の電線について行うもの	49 銭	70 銭	43 銭	53 銭	4.23	417 円	3,336 円	83,400 円	7	252	6	14.0%	565	11	4.4%
	50 cm を超え 2 m 以下の電線について行うもの	60 銭	100 銭	53 銭	55 銭	4.98	434 円	3,470 円	86,740 円	8	243	7	13.2%	548	84	34.6%
	2 m を超える電線について行うもの	69 銭	90 銭	67 銭	78 銭	5.48	453 円	3,626 円	90,660 円	3	150	8	13.1%	529	8	5.3%
チ ュー ブ 通 し	15 cm 以下のチューブについて行うもの	32 銭	50 銭	28 銭	40 銭	3.42	337 円	2,694 円	67,360 円	7	193	4	14.3%	645	141	73.1%
	15cm を超え 30cm 以下のチューブについて行うもの	46 銭	75 銭	41 銭	49 銭	4.75	349 円	2,789 円	69,720 円	7	193	5	12.2%	633	11	5.7%
	30cm を超え 50cm 以下のチューブについて行うもの	63 銭	75 銭	50 銭	63 銭	6.1	372 円	2,974 円	74,360 円	7	193	7	12.5%	610	31	16.1%
	50 cm を超えるチューブについて行うもの	75 銭	90 銭	66 銭	77 銭	10.13	267 円	2,132 円	53,300 円	5	153	9	13.6%	716	5	3.3%

岡山地方労働審議会

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会の今後の審議日程表（案）

令和6年11月28日

開催回数	審 議 事 項	開 催 日 時	会 場
第 2 回	<ol style="list-style-type: none">1 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額審議について2 今後の審議日程について3 その他	12月2日（月曜日） 10時00分～	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2階 共用会議室B
第 3 回	<ol style="list-style-type: none">1 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額審議について2 その他	12月12日（木曜日） 10時00分～	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 労働局会議室